

下越国有林の地域別の森林計画書

(下越森林計画区)

計画期間 自 令和2年4月1日
至 令和12年3月31日

関東森林管理局

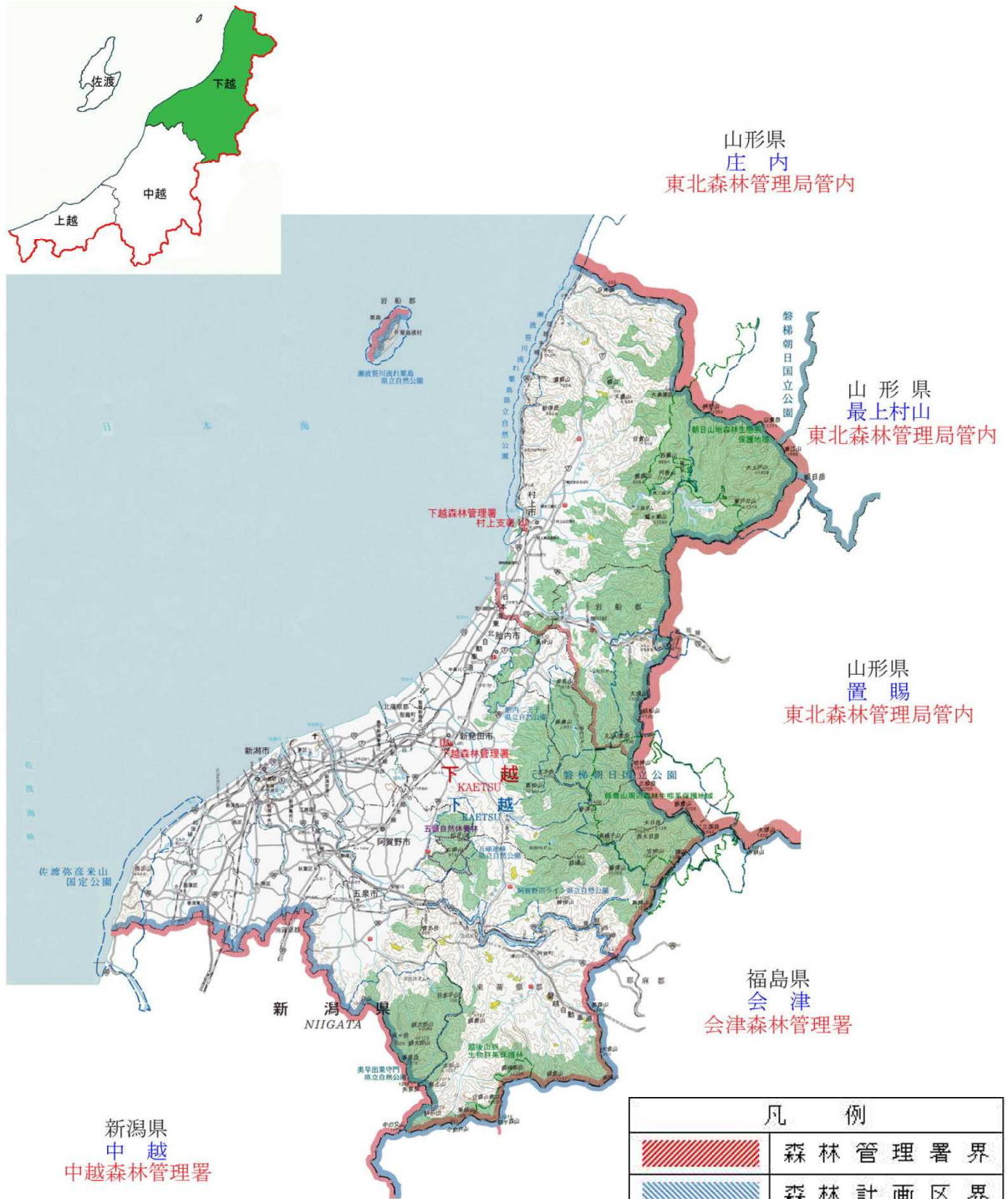
下越国有林の地域別の森林計画は、森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第1項に基づき、同法第4条第1項の全国森林計画に即して関東森林管理局長がたてた、下越森林計画区の国有林についての森林の整備及び保全の目標に関する計画である。



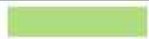



この計画の計画期間は、令和2年4月1日から令和12年3月31日までの10年間である。

（利用上の注意）

- ① 総数と内訳の数値の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。
- ② 0は、単位未満のものである。
- ③ -は、該当がないものである。

下越森林計画区の位置図



凡 例	
	森林管理署界
	森林計画区界
	国 有 林
	官 行 造 林 地
	森 林 管 理 署
	森 林 事 務 所

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	5
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	7

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	8
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	9
（1）森林の整備及び保全の目標	9
（2）森林の整備及び保全の基本方針	10
（3）計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	12
2 その他必要な事項	12
第3 森林の整備に関する事項	13
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	13
（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法	13
（2）立木の標準伐期齢	15
（3）その他必要な事項	15
2 造林に関する事項	16
（1）人工造林に関する事項	16
（2）天然更新に関する事項	16
（3）その他必要な事項	17
3 間伐及び保育に関する事項	18
（1）間伐の標準的な方法	18
（2）保育の標準的な方法	19
（3）その他必要な事項	19
4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	20
（1）公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
（2）その他必要な事項	21
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	22
（1）林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方	22
（2）効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムの基本的な考え方	22
（3）更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	22
（4）その他必要な事項	22
6 森林施業の合理化に関する事項	23
（1）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	23
（2）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	23
（3）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	23
（4）社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針	23

(5) その他必要な事項	23
第4 森林の保全に関する事項	24
1 森林の土地の保全に関する事項	24
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	24
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法	26
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	26
(4) その他必要な事項	27
2 保安施設に関する事項	28
(1) 保安林の整備に関する方針	28
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	28
(3) 治山事業の実施に関する方針	28
(4) その他必要な事項	28
3 鳥獣害の防止に関する事項	29
(1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
(2) その他必要な事項	29
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	29
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	29
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	29
(3) 林野火災の予防の方針	29
(4) その他必要な事項	29
第5 計画量等	30
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	30
2 間伐面積	30
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	30
4 林道等の開設及び拡張に関する計画	31
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	39
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	39
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	40
(3) 実施すべき治山事業の数量	41
第6 その他必要な事項	42
1 保安林その他制限林の施業方法	42
2 その他必要な事項	49
別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法	50
別表2 指定施業要件を定める場合の基準	67
別表3 指定施業要件における伐採の方法	69
別表4 自然公園区域内における森林の施業	71
別表5 砂防指定地等の森林の施業	72

附属参考資料

1	森林計画区の概況	73
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	73
(2)	地況	73
(3)	土地利用の現況	75
(4)	産業別生産額	75
(5)	産業別就業者数	77
2	森林の現況	78
(1)	齢級別森林資源表	78
(2)	制限林普通林別森林資源表	83
(3)	市町村別森林資源表	84
(4)	制限林の種類別面積	86
(5)	樹種別材積表	88
(6)	荒廃地等の面積	88
(7)	森林の被害	88
3	林業の動向	89
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	89
(2)	林業事業体等の現況	92
(3)	林業労働力の概況	93
(4)	林業機械化の概況	93
(5)	作業路網等の整備の概況	93
4	前期計画の実行状況	94
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	94
(2)	間伐面積	94
(3)	人工造林及び天然更新別面積	94
(4)	林道の開設及び拡張の数量	94
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	95
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	96
(1)	森林より森林以外への異動	96
(2)	森林以外より森林への異動	96
6	森林資源の推移	97
(1)	分期別伐採立木材積等	97
(2)	分期別期首資源表	98

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び面積

当計画区は、新潟県の北東部に位置し、阿賀野川広域流域に属している。東は山形県置賜森林計画区及び福島県会津森林計画区、西は日本海、北は山形県庄内森林計画区及び最上村山森林計画区にそれぞれ接し、新潟市、新発田市、胎内市、五泉市、阿賀野市、村上市、阿賀町、聖籠町、関川村、粟島浦村の6市2町2村を包括している。

当計画区の総面積は、454千haで新潟県面積の36%を占めている。森林面積は306千haで、うち国有林は147千haであり、森林面積の48%を占めている。

(2) 自然的背景

ア 地勢

(ア) 山系

当計画区の山系は、東側に2,000m級の山岳が連なり、北部の山形県境荒川以北の朝日山系、中央部の山形・福島県境の飯豊山系及び阿賀野川以南の地域に大別される。

朝日山系は、朝日山地、ぶどうさんち蒲萄山地に分けられ、朝日山地は、いとうだけ西朝日岳(1,814m)、おおどやだけ以東岳(1,772m)、おおどやだけ大鳥屋岳(989m)等が連なり、蒲萄山地は、ぶどうやま蒲萄山(795m)を中心として日本海沿岸を南北に連なり、その西麓は断層をなし、「笹川流れ」の景勝地を作り出している。

飯豊山系は、いいでさん飯豊山(2,105m)を中心として、おにしだけ御西岳(2,012m)、だいにちだけ大日岳(2,128m)などを主峰とし、山系の北部ではじがみやま地神山(1,850m)、えぶりさしだけ杵差岳(1,636m)、かれまつやま枯松山(1,119m)等の山稜が続いている。山系の南部は、たなはしやま棚橋山(674m)、ごずれんぼう五頭連峰の主峰菱ヶ岳(973m)が連なっている。山系の西部には、にのうじだけ二王子岳(1,420m)を主峰とする二王子山塊があり、さらにその西方にくしがたさんみやく櫛形山脈がある。

阿賀野川以南は、西側に中ノ又山(1,070m)、やはすだけ矢筈岳(1,257m)、はくさん白山(1,012m)などの高峰が連なっている。東側は、むじなもりやま貉ヶ森山(1,315m)、みかぐらだけ御神楽岳(1,386m)、鍋倉山(1,137m)などの高峰が福島県との県境を成している。

これらの山系は、地域のシンボルとして重要な景観を形成しているほか、百名山に数えられるなど全国的にも名高い名山が多い。

(イ) 水系

当計画区の水系は、福島県の会津地方に源を発し、当計画区内を西流して横断する阿賀野川及び山形県の大朝日岳に源を発する荒川の二大河川をはじめ、当計画区の国有林を水源地とする三面川、胎内川、加治川等の大小河川が日本海に注いでいる。

イ 地質及び土壌

当計画区の主要な地質および土壌は、以下のとおりである。

(ア) 地質

a 北東部の山地

朝日山地は、粘板岩、砂岩を主とする古生層と、それを貫いた花崗閃緑岩を主とする。
蒲萄山地は、主として花崗岩から構成され、一部には輝緑ひん岩、石英斑岩の露出も見られる。

飯豊山地は、古生層とそれを貫いた花崗岩類からなり、二王子山塊の山麓部には、一部新第三紀層（七谷層、津川層）が見られる。

楡形山脈の山体は、花崗岩類（実川型花崗閃緑岩類）からなり山麓部は新第三紀層（七谷層、津川層）が見られ、新潟平野沖積低地に移行している。

西部の五頭連峰（菱ヶ岳山塊）は花崗岩で構成され、南北に走る（中腹部を横切る）断層が顕著であり中ノ沢川の東方には新第三紀層が見られる。新谷川地区の上流部は、古生層、斜長流紋岩からなり、中流から下流にかけては広く新第三紀層（七谷層、津川層）が分布している。

b 南部の山地

阿賀野川以南は、新第三紀層（鹿瀬層、津川層）を主とし、それを貫く流紋岩が随所に見られるが、奥早出地域には、古生層及び花崗岩類が分布している。

(イ) 土壌

土壌は、褐色森林土が大部分を占め、次いでポドゾル・ポドゾル化土壌、受蝕土の順となっており、一部に黒色土、赤色土、未熟土がわずかに見られる。

黒色土は、楡形山脈の一部と二王子山塊の谷間の平坦地に散見されるのみで、その分布は少ない。赤色土は、二王子山塊、楡形山脈の丘陵地及び盆地周辺の山脚部にまとまって出現しているが、その分布は少ない。受蝕土は傾斜30度以上のところに多くみられる。未熟土は、海岸砂丘のアカマツ林下にみられ、表層がわずかに土壌化した腐植の淡い砂質未熟土であり、乙、瀬波海岸^{きのと}に分布する。

ウ 気候

当計画区の気候は、日本海側気候に属し年平均気温は平野部で13.6℃、山間部で12.0℃となっている。

年平均降水量は、平野部で2,200mm、山間部では2,500mmとなっている。

積雪量は、海岸平野部では54cm程度と少ないものの、山間部で2m以上に達するところもある。

エ 森林の概況

人工林及び天然林の概況は次のとおりである。

(ア) 人工林

当計画区内の国有林における人工林の面積は、約13千haで立木地面積の13%を占め、樹種別にはスギ70%、アカマツ12%、その他18%となっている。

齢級配置は、Ⅰ～Ⅳ齢級（1～20年生）が3%、Ⅴ～Ⅷ齢級（21～40年生）が17%、Ⅸ齢級以上（41年生～）が80%となっており、利用期を迎えた高齢級の林分が多くなっている。

(イ) 天然林

当計画区内の国有林における天然林の面積は、約89千haで立木地面積の87%を占めている。

(3) 社会経済的背景

ア 人口及び産業別就業状況等

当計画区の人口は1,105千人で、新潟県人口の49%を占めている。(平成31年1月時点)
当計画区の産業別の就業者割合は、第1次産業が5%、第2次産業が24%、第3次産業が67%(分類不能4%)となっており、第1次産業の割合は低位で、林業就業者は530人程度である。

イ 土地の利用状況

当計画区の総面積約454千haのうち、森林が67%を占め、稲作を中心とした農地が17%、その他が16%となっている。

ウ 交通網

当計画区の交通網は、日本海岸沿いを南北に走るJR羽越本線及び国道7号が整備されているほか、新潟市と青森市とを結ぶ日本海沿岸東北自動車道が村上市まで開通するなど、高速道路網の整備も進んでいる。

また、太平洋側のいわき市と日本海側の新潟市とを東西に結ぶ、磐越自動車道が当計画区南部の阿賀野川沿いに走り、これに沿うようにして新潟市と会津若松市を結ぶJR磐越西線が走る。当計画区中央部の荒川沿いには、村上市と山形県米沢市とを結ぶJR米坂線、新潟市と山形県南陽市を經由し福島県相馬市とを結ぶ国道113号が走っている。

そのほかにも、鉄道は南西部にJR白新線、道路は国道49号、290号、345号及び主要地方道が縦横に走り、海路は、定期航路が岩船港から粟島、新潟港から佐渡島まで運行されているほか、新潟西港及び新潟東港が工業港として発達しており、交通網は、全体的に南北に発達し、阿賀野川、荒川の2大河川に沿って、その地形から中央部、南部では東西に発達し、地域産業の動脈としての機能を果たしている。

また、航空路は新潟空港から国内線及び国際線の各航路が運航されている。

エ 地域産業の概況

当計画区における産業は、全体的に製造業、サービス業、卸・小売業を主体としている。製造業のうち五泉市のニット・絹織物等の繊維製品、村上市の木彫堆朱で知られる伝統工芸の漆器は、地域の特産として有名である。また、豊かな自然環境を背景に「瀬波」、「笹川流れ」、「粟島」、「阿賀野川ライン」等があり、観光地となっている。

第1次産業では、稲作以外に畜産、野菜、果実、花き等の生産を行っている。また、村上市では北限の茶を生産しており、特産となっている。

オ 林業・林産業の概要

当計画区の森林は、区域面積の67%を占め、所有形態別にみると、国有林が48%、民有林が52%であり、森林の樹種構成は、ブナ、ミズナラ、コナラなど天然林が主体で、森林

面積の75%を占めている。スギ、アカマツなどの人工林は森林面積の25%であるが、村上市、阿賀町、関川村などは県下有数の林業地であり古くから林業生産活動が活発で、県内の素材生産量の68%を占める地域である。また、計画区南部においては、新潟市が木材等の林産物の最大消費地となっている。特用林産物については、木炭、生しいたけ、なめこ、えのきたけ、ひらたけ、ぶなしめじ、まいたけ、わらび、ぜんまい等多様な品目の生産が行われており、特に生しいたけの栽培は県下生産量の25%を占めている。

当計画区には森林組合が6組合あり、造林・保育・生産・販売等の事業を通じて地域林業の担い手として重要な役割を果たしている。

また、村上市（旧山北町）をはじめとした岩船地区には、新潟北部木材加工協同組合「スギトピア岩船」や山北木材加工協同組合があり、東蒲原地区には、木材乾燥施設を整備した奥阿賀木材乾燥協同組合が設立されるなど、地域材の安定供給が期待されている。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年分（平成27年度～令和元年度）における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている。（令和元年度は、実行予定を計上した。）

（1）間伐立木材積その他の伐採立木材積及び間伐面積

主伐は、分収林を中心に計画したところであるが、分収林の契約期間の延長等により計画を下回ることとなった。

間伐は、計画した林分の生育状況等を考慮し、一部の実行を見合わせたことから、材積・面積ともに計画を下回ることとなった。

単位 材積：m³ 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量 (間伐面積)	187,962	185,685 (2,670)	70,412	129,491 (1,389)

（2）人工造林及び天然更新別面積

人工造林については、分収林の契約期間の延長等に伴い、一部の主伐・更新を今期計画期間（令和2年度～令和11年度）で行うこととしたため、計画を下回ることとなった。

天然更新については、稚樹・幼樹の生育状況からみて経過観察等を要する箇所があり、今期計画期間以降に更新完了を予定していることから、計画を下回ることとなった。

単位 面積：ha

区分	前計画の前半5ヵ年分		実行結果	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	200	56	72	7

(3) 林道等の開設及び拡張（改良）の数量

林道等の開設については、適切な森林整備に必要とされる路線を計画したが、分収林の伐採が延期になったこと等から開設を見合わせる路線があったことから、計画を下回ることとなった。

林道等の拡張については、当初計画で予期できなかった台風などの集中豪雨等による被災箇所を優先して実行した結果、計画を下回ることとなった。

単位 開設：m 拡張：路線数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	開設	拡張	開設	拡張
林道	36,194	72	5,712	6
うち林業専用道	36,194	6	5,712	2

(4) 保安林の整備及び治山事業の数量

保安林機能の維持増進のための抜き切り（本数調整伐）については、森林の生育状況を考慮し実行を見合わせたことから、計画を下回ることとなった。

保安施設については、集中豪雨等で同一地区内の施工箇所が増加し、その他の地区で事業を実施できなかったことから、計画を下回ることとなった。

単位 地区数

区分	前計画の前半5カ年分		実行結果	
	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業	保安施設及び保安林の整備	地すべり事業
地区数	57	1	29	1

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現や木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びついている。

とりわけ、我が国の森林は、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、多くの人工林が主伐期を迎え、充実した森林資源を活用すると同時に計画的に再造成すべき段階を迎えたといえる。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、より効率的かつ効果的な森林の整備及び保全を進めていく必要がある。こうした情勢を踏まえ、森林の現況、自然条件、社会的条件、国民のニーズ等に応じて、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されることが望ましい。

この計画においては、このような考え方に即し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項を明らかにし、森林の整備及び保全の目標を定めるとともに、この目標を実現するために必要な伐採立木材積、造林面積、林道開設量等を定めることとした。

なお、この計画の樹立に即して、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととし、森林経営管理制度が円滑に機能するよう積極的に取り組むこととする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		146,671.33	
市 町 村 別 内 訳	新 発 田 市	21,616.05	下越森林管理署
	胎 内 市	12,319.66	〃
	五 泉 市	11,353.32	〃
	阿 賀 野 市	3,225.90	〃
	阿 賀 町	31,824.26	〃
	村 上 市	46,624.64	下越森林管理署村上支署
	関 川 村	19,707.50	〃

- (注) 1. 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。
2. 森林計画図の縦覧場所は、関東森林管理局計画課、下越森林管理署及び下越森林管理署村上支署とする。
- ただし、縦覧する区域は、当該森林管理署で管轄する区域とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

当計画区内の森林の自然的社会的経済的諸条件からみて、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能について、特にその機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。

ア 水源涵養機能

下層植生の発達と樹木の根の発達等により、水を蓄える孔隙に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間と光環境が確保され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり葉量の多い樹種によって構成されている森林

エ 保健・レクリエーション機能

観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種がバランスよく配置されている森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の「森林の整備及び保全の目標」を基本とし、各機能の高度発揮を図るため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策の推進の必要性も考慮しつつ、さらには、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、その状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や、リモートセンシング及び森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行う観点から、森林を、地域の特性、森林資源の状況及び森林に関する自然条件並びに社会的要請を総合的に勘案の上、育成単層林における保育・間伐及び主伐と再生林による森林資源の若返りの積極的な推進、針広混交林化及び広葉樹林化の推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策及び森林病虫害や野生鳥獣による被害防止対策の推進等を行うこととする。

さらに、森林の整備及び保全には路網の整備が不可欠であり、育成単層林等においては、施業の効率化に必要な路網を計画的に整備する一方、天然生林においては管理に必要な最小限の路網を整備又は現存の路網を維持するなど、指向する森林の状態に応じた路網整備を進めることとする。

なお、森林の整備に伴い発生した木材については、有効に利用することとする。

ア 水源涵養機能

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺の森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、良質な水の安定供給を図る観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本として、適切に保育・間伐を実施するとともに、伐採に伴って生じる裸地については、縮小又は分散を図ることとする。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。

さらに、ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の適切な管理を推進することを基本とする。

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。

また、集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、溪間工や山腹工等の施設の設置を推進することを基本とする。

ウ 快適環境形成機能

国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。

また、快適な環境の保全のための保安林の適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている森林等の保全を推進することとする。

エ 保健・レクリエーション機能

国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、国民に憩いと学びの場等を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。

また、保健等のための保安林の適切な管理を推進することとする。

オ 文化機能

史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。

具体的には、景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。

カ 生物多様性保全機能

全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階の林分や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。

とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。

また、野生生物の移動のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。

具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末
面 積	育成単層林	12,492.10	12,004.93
	育成複層林	3,893.79	3,438.12
	天然生林	85,527.49	85,527.49
森林蓄積 m ³ /ha		122	130

(注) 1. 育成単層林、育成複層林及び天然生林へと誘導・維持する施業の内容については、以下のとおり。

(1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為^{*1}により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（以下「育成単層林へ導くための施業」という）。

(2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において複数の樹冠層^{*2}を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として人為により成立させ維持する施業（以下「育成複層林へ導くための施業」という）。

(3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（以下「天然生林へ導くための施業」という）。

この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

*1 「人為」とは、植栽、更新補助（落下した種子の発芽を促進させるための地表かきおこし、刈払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。

*2 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより、生じるもの。

2. 現況については、平成31年3月31日現在の数値である。

2 その他必要な事項

特になし。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林へ導くための施業

育成単層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、公益的機能の発揮が確保され、高い林地生産力が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。なお、伐採方法は皆伐とし、更新方法は、人工造林又はぼう芽更新等の天然更新とする。

- a 自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積は、法令等により制限を受けている森林及び水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、おおむね5ha以下（法令等により1箇所当たりの伐採面積が5ha以下で指定されている場合は、その制限の範囲内）とする。ただし、分収造林等の契約に基づく森林は契約内容による（法令等による制限がある場合はその範囲内）。
- b 連続して伐区を設けようとする場合は、隣接新生林分がおおむねうっ閉した後に設けることとする。
- c 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮することとする。
- d 林地の保全、溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- e 利用径級に達しない有用樹種であつて、形質の優れているものが生育している場合は努めて保残することとする。
- f 主伐の時期については、生物多様性の保全、水源涵養等の公益的機能の発揮を第一とし、地域における木材需要、高齢級林分に偏った齢級構成の平準化等を踏まえ、伐期の多様化を図ることとする。
- g アカマツの天然下種更新やコナラのぼう芽更新等による育成単層林の造成を期待し天然更新を行う場合は、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況、ぼう芽力の旺盛な林齢等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

イ 育成複層林へ導くための施業

育成複層林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組合せにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が期待できる森林について、下記に留意の上実施することとする。また、主伐に当たつて、択伐・漸伐を実施する場合は、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然条件、稚樹や下層木の生育状況、種子の結実状況等を踏まえ、森林を構成している樹種、

林分構造等を勘案して行うこととする。スギ、ヒノキ等の単層林を複層林へ誘導する場合は、群状又は帯状の伐採を基本として実施することとする。

a 択伐

- ・ 樹種構成、自然条件、林木の成長等を勘案するとともに、公益的機能の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう配慮することとし、伐採率は30%以内（人工林にあつては40%以内、また、法令等による制限のある場合はその範囲内）とする。
- ・ 群状択伐を行う場合の一伐採群の大きさは0.05ha未満とし、帯状択伐を行う場合は10m未満の幅とする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷を回避し、稚幼樹や高木性樹種の中小径木の育成に努めることとする。
- ・ 更新は天然下種更新を基本とし、確実な更新を確保するため、伐区の形状、母樹の保残、樹種の特性等について十分配慮するとともに、伐採に当たっては、前生稚樹の生育状況及び種子の結実状況等を勘案して、適切な時期を選定することとする。

b 複層伐

- ・ 伐採箇所は、自然条件を踏まえ公益的機能を確保する観点から、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。伐採面積は、法令等により制限を受けている森林で伐採面積の上限が設けられている場合は、その制限の範囲内とする。また、伐採率は、原則として50%以内とする。
- ・ 林地や溪畔周辺の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等の観点から、必要に応じて保護樹帯の設定や伐区の形状にも配慮することとする。
- ・ 稚幼樹、高木性樹種の中小径木の育成及び母樹の保残を図ることとする。
- ・ 伐採に当たっては、保残木、下木の損傷の回避に努めることとする。
- ・ 複層伐であつて天然更新を行う場合は、確実な天然下種更新を図るため、種子の結実や散布状況、稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。
- ・ 保残木の下層に人工植栽を行う場合の伐採率は、植栽する下層木の良好な生育環境の確保及び林床植生の生育を抑制する観点から、適正な林内相対照度（40%以上）を確保するため、20～50%を目安とする。

ウ 天然生林へ導くための施業

天然生林へ導くための施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然条件のほか車道等や集落からの距離といった社会的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、下記に留意の上実施することとする。

a 主伐については、ア及びイで定める事項によることとする。

b 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要がある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、次のとおり定める。

単位：年

地 区	樹 種			
全 域	ス ギ	アカマツ クロマツ	カラマツ	そ の 他 広 葉 樹
	45	40	40	20

(注)「その他広葉樹」は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるものとする。

(3) その他必要な事項

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、林地生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進することとし、技術的合理性に基づき次により行うこととする。

また、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

ア 人工造林の対象樹種

人工造林については、適地適木を旨とし、造林地の気候、地形、土壌等の自然条件、既往造林地の成林状況、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、スギ、カラマツ等の針葉樹のほか、地域に応じた高木性の広葉樹等とする。スギ苗木の選定に当たっては、入手できない場合を除き、無花粉スギ、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木とする。加えて、特定母樹から生産される優良種苗の供給体制が構築されることを踏まえ、その苗木の導入を積極的に図ることとする。

イ 人工造林の標準的な方法

地位等の自然条件や既往の造林方法を勘案し、次を標準として適確な更新を図ることとする。

また、再造林は、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う一貫作業システムにより実施することを基本とする。

a 地ごしらえ

植生、地形、気象等の立地条件、保残木や末木枝条の残存状況及び予定する植栽本数等に応じた適切な作業方法を採用することとする。

b 植付け

入手可能な限り、コンテナ苗を活用する。また、気象条件及び苗木の生理に配慮しつつ、苗木の適正な管理を行うとともに、適期の作業とし、確実な活着と旺盛な成長が図られるよう実施することとする。

c 人工造林の植栽本数

植栽本数は、2,000本/haとする。ただし、指定施業要件で植栽の下限本数が定められている保安林では、その本数とする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、裸地状態を早期に回復して公益的機能の維持を図るため、皆伐を行い人工造林によるものについては、原則として、伐採・搬出を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して、2年以内とする。

(2) 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主と

して天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

ア 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、周辺の自然条件を踏まえたものとする。

イ 天然更新の標準的な方法

天然更新箇所について、確実な更新を図るために更新補助作業を行う場合は、次によることとする。

a 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により、種子の着床、稚樹の発生、生育が阻害されている箇所については、かき起こし、枝条整理等の作業を行い、種子の着床と稚樹の発生及び生育の促進を図ることとする。

b 刈出し

発生した稚樹の生育が、ササ等の植生の繁茂によって阻害されている箇所については、稚樹の周囲の刈払いを行い、稚樹の生育の促進を図ることとする。

c 植込み

適期に更新状況を確認し、更新が不十分な箇所については、現地の実態に応じた必要な本数の植込みを行うこととする。

d 芽かき

ぼう芽更新の場合、一つの株から発生した複数のぼう芽は、必要に応じて芽かきを行うこととする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新の種類	更新状況調査の時期	更新完了の目安
天然下種第1類	搬出又は地表処理完了後3年目	樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地にほぼ均等に成立したときとする。
天然下種第2類	搬出完了後5年目	
ぼう芽	搬出完了後3年目	

なお、更新状況調査において更新完了の目安に達していない場合は、状況に応じて更新補助作業の実施、又は植栽により確実な更新を図ることとする。

(注) 1. 天然下種第1類：天然更新に当たり、更新補助作業を行い更新を図る方法。

2. 天然下種第2類：天然更新に当たり、天然力を活用し、人為を加えない方法。

3. ぼう芽：主に伐採した樹木の根株から発生する新芽を育てる方法。

(3) その他必要な事項

特になし。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

間伐開始の時期は、林分が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期とする。

また、間伐の繰り返し時期は下表のとおりおおむね10年を目安とし、間伐率や樹冠が閉鎖する期間等を考慮し、時期を失することのないよう適切に実施することとする。

樹種	間伐時期（年）					間伐の方法
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	
スギ	35	45	(55)	(65)	(75)	<p>○ 選木は、林分構成の適正化を図るため立木の配置を基準として、残存木の質的向上に配慮しつつ、利用面・効率面も考慮し、単木あるいは列状により行うこととする。</p> <p>○ 間伐率は、おおむね20～35%とする。</p>
アカマツ	35	45	(55)	(65)	—	

(注) () は、長伐期施業に適用する。

(2) 保育の標準的な方法

下刈、つる切、除伐の保育については、次表を目安として、現地の実態に即した適期作業の実行に努め、林木の健全な生育を促進することとする。

植栽樹種	作業種	経過数 (年)																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	下刈	←—————→																			
	つる切						←—————	△				△			→—————						
	除伐							←—————	△				△						△		→—————
アカマツ カラマツ	下刈	←—————→																			
	つる切				←—————	△					△				→—————						
	除伐					←—————	△						△								→—————

- (注) 1 本表は保育実行時期の目安であり、実施に当たっては、現地の実態に応じて行うこととする。
- 2 下刈は、画一的な実施を排し、現地の実態に応じて可能な場合は、省略や隔年実施とする。
- 3 つる切・除伐の△印は標準的な適期を示し、←・→は実行時期の範囲を示す。
- 4 実行に当たっては、次の点に留意することとする。
- (1) 下刈終了時点の目安は、大部分の造林木が周辺植生高と同等以上となり、造林木の生育に支障がないと認められる時点とする。
- (2) 除伐の実行に当たっては、画一性を排し、将来の利用が期待される高木性樹種の育成、林地の保全に配慮した適切な作業を行うこととする。
- (3) 2回目の除伐時期又は、2回目の除伐実施後1回目の間伐時期までの間に、造林木の本数密度が高く、調整する必要がある場合は除伐2類を実施する。
- 5 天然木の保育については、目的樹種の特長、競合する植生の状態等現地の実態を十分考慮して、適切に実施することとする。

(3) その他必要な事項

森林吸収源対策を推進するため、育成林については、間伐等の保育を計画的かつ着実に実施することとする。

4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法については、次の区分ごとに別表1のとおり定める。

ア 公益的機能別施業森林の区域

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

(ア) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

山地災害防止機能／土壌保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域にかかる地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(イ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。

(ウ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域

保健・レクリエーション機能又は文化機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりをもたせて定めることとする。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等については、この限りでない。

イ 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

① 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大とともに伐採面積の縮小・分散を図ることを基本とし、下層植生の維持（育成複層林にあっては、下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、自然条件及び社会的条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

具体的には、自然条件等に応じて、広葉樹の導入による針広混交林化等の育成複層林へ導くための施業を積極的に推進するほか、育成単層林へ導くための施業にあつては、更新時に林地が裸地化する面積及び期間を縮小するため、伐区のモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び自然条件等に応じた長伐期化に努め、公益的機能の維持増進を図ることとする。

② 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域内における施業の方法

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じ、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を推進することとする。

具体的には、山地災害の防止や土壌の保全を重視すべき森林については、育成複層林へ導くための施業を積極的に推進することとし、天然更新が可能な林分については、択伐による複層林施業により広葉樹の導入を図り、針広混交林への誘導に努めることとする。

自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林へ導くための施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生生物の生育・生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した森林の確保を図ることとする。

森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場、野生鳥獣との共存の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林へ導くための施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林へ導くための施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林へ導くための施業の推進等に努めるとともに、森林レクリエーション施設と一体となった森林については、快適な森林空間の創出に努めることとする。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(2) その他必要な事項

特になし。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

森林の整備及び保全の目標の実現を図るため、林道等の開設に当たっては、森林の利用形態や、地形、地質及び傾斜等の自然条件及び社会的条件、事業量のまとまり等に応じ、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を計画的に推進することとする。

基幹路網の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	121	308
うち林業専用道	12	12

(注) 現状については、平成31年3月31日現在の数値である。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を促進するとともに、効率的な森林施業に資するため、林道、林業専用道及び森林作業道が有機的に連結するよう計画的に路網を整備することとする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地(0°～15°)	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地(15°～30°)	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	
急傾斜地(30°～35°)	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	
急峻地(35°～)	架線系作業システム	5以上	5以上

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし。

(4) その他必要な事項
特になし。

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業事業体の体質強化、高性能林業機械の導入、林業従事者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、林業経営基盤の強化が図られ、優れた林業従事者の確保に資することができるよう、私有林関係者及び関係機関と連携を図りつつ、請負事業の計画的・安定的な実施、事業発注時期の公表、技術習得情報の提供等に努めることとする。

あわせて、森林経営管理制度の定着に向けては、私有林において事業を実施する意欲と能力のある林業経営者の育成が重要であることから、国有林野事業に係る事業を委託する場合にはこうした林業経営者の受注機会の拡大に配慮する。また、国有林の多様な立地を活かし、事業の実施やニーズを踏まえた現地検討会の開催、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成に取り組む。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

森林施業の効率化及び労働強度を軽減し労働安全の確保を図るためには、高性能林業機械の導入が重要である。このため、私有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの普及・指導、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械の導入の推進に寄与するよう努めることとする。

(3) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、公共建築物等における木材利用の促進や地域における木材の安定供給体制の構築等が図られるよう、地域や樹材種ごとの木材の価格、需給動向を把握しつつ、持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

また、地球温暖化防止のための森林吸収源対策として積極的な間伐等の森林整備を進めることに伴い生産される間伐材等については、合板や集成材等の原料としての利用拡大や土木分野における利用範囲の拡大等を踏まえつつ、加工・流通コストの削減や私有林管理への貢献等に取り組む需用者と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」によるなど、国有林材の安定供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化に貢献することとする。

(4) 社会経済情勢を踏まえた森林施業に関する方針

公益重視の管理経営を一層推進する中で、木材需要の多様化、林業労働力不足等の社会経済情勢の変化を踏まえ、植栽本数の縮減や下刈の省力化、天然力を活用した森林の更新、早生樹等の植栽の試行等、創意工夫に基づく森林施業に積極的に取り組むこととする。

(5) その他必要な事項

私有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地の設定等、引き続き私有林との連携を推進することとする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、次のとおり定める。

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区域 (林班)			(該当する保安林種等)	
新 発 田 市	15、(16～19)、20、(21)、22、(23)、24、(46)、47、(48～50)、51、(52)、53～55、(56)、57、(58)、(59)、60、(61～65)、66、67、(68～73)、74、(75～77)、78～86、(87)、88～91、(92～94)、95～98、(99)、(101～103)、104	20,128.92	水源の涵養、土砂流出、土砂崩壊及び干害の防備	水かん	17,795.11
				土流	2,275.81
				土崩	32.45
【新発田】	5	27.83		干害	53.38
	計	20,156.75			
胎 内 市	1、4、(5～7)、8～10、(11)、12～14、(25)、26、(27)、28、29、(30)、31、(32～34)、35、(36)、37、(38～40)、41～44、(45)	11,961.34	水源の涵養、土砂流出、土砂崩壊、飛砂及び干害の防備	水かん	17,795.11
				土流	2,330.50
				土崩	44.39
				飛砂	34.15
				干害	10.23
				砂防	180.89
	計	11,961.34			
五 泉 市	286、(287)、288～297、303～315、320、321、(322)、(323)	11,170.60	水源の涵養及び土砂流出の防備	水かん	11,133.35
				土流	42.14
	計	11,170.60			
阿 賀 野 市	(105)、106、107、(108～111)、112、(113～118)、119(120)、(121)	2,041.41	水源の涵養及び土砂流出の防備	水かん	1,442.00
				土流	586.25
	計	2,041.41			

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区域（林班）			（該当する保安林種等）	
阿 賀 町	(201～204)、205、 (206～209)、210、 (211)、(212)、213、 (214～216)、217～222、 (223)、224、(225)、226、 (227)、228～239、(240)、 (241)、242、(243)、244、 245、(246)、247～251、 (252)、253、(254)、255、 256、(257)、258、259、 (260)、261～273-2、(274)、 (275)、276、(277～279)、 280～285、298～302、324、 325	30,793.56	水源の涵養、土砂流出、崩壊、干害の防備及びなだれの危険防止	水かん 土流 土崩 干害 なだれ	29,698.74 1,004.70 26.25 27.12 58.60
【上川】	1、2	44.12			
	計	30,837.68			
村上市	1005～1009、(1010)、 (1011)、1012～1019、 (1023)、1024、(1025)、 1026、1027、 (1036～1039)、1040、 (1042)、(1043)、 1044～1047、(1048)、 (1052)、1054～1059、 (1060)、1061～1066、 (1067)、1068～1105、 1106～1126、(1127)、 (1128)、1129、(1130)、 1131、(1132)、 1133～1150、(1152)、 1153～1160、 (1161～1163)、1164～1165、 (1166)、(1167)、 1168～1170、(1171～1176)、 1177～1185、(1186)、 1187～1195、(1196)、 1197～1207、(1208)、 1209～1222、(1223)、 1224～1230、(1236)、 (1302～1305)、1306、 (1307)、(1362)、(1363)、 (1366)、(1411)、(1412)、 1413、1414、(1415)	41,516.34	水源の涵養、土砂流出、土砂崩壊、干害の防備及びなだれの危険防止	水かん 土流 土崩 干害 なだれ 砂防	38,515.61 4,075.40 44.68 42.48 4.47 0.03
【耕雲寺】	1全	30.86			
	計	41,547.20			

単位 面積：ha

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考	
市 町 村	区域（林班）			（該当する保安林種等）	
関 川 村	1308、(1312)、(1313)、 1315～1318、(1319)、 1320～1323、(1324)、 1325、(1326)、1327～1330 (1331)、1332、(1333)、 1334、(1335)、(1336)、 1337～1340、(1341)、 1342～1345、(1347～1349)、 1350、(1351)、1352～1357、 (1358)、(1359)、1360、 1361、1367、(1368)、1369、 (1370)、(1371)、 1372～1374、(1375)、1376、 (1377)、(1378)、1379、 1380、(1381～1384)、 1385～1388、(1389)、 (1390)、1391～1396、 (1397)、(1398)、 1399～1401、(1402～1405)、 1406、1407、1417～1424、 (1425)	18,001.59	水源の涵養、土砂流出、干害の防備	水かん 土流 干害 砂防	13,984.84 3,990.68 26.07 0.35
	計	18,001.59			

- (注) 1. 市町村欄の [] は官行造林地である。
 2. 区域欄の数字は林班で、() 書は林班の一部であることを示す。
 3. 本項に該当する主な森林の区域は、次の森林である。

該当する保安林種等	略 称
水源かん養保安林	水かん
土砂流出防備保安林	土流
土砂崩壊防備保安林	土崩
飛砂防備保安林	飛砂
干害防備保安林	干害
なだれ防止保安林	なだれ
砂防指定地	砂防

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととするが、土石の切取り、盛土等により変更を行

う場合には、自然環境に与える負荷を低減させることを念頭に、林地の保全に十分に留意することとする。

また、土地の形質変更の態様、地形、地質等の自然条件、行うべき施業の内容等に留意して、その実施地区の選定を行うとともに、土石の切取り、盛土を行う場合には法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設の設置及び水の適切な処理のための排水施設等を講ずるものとする。その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講ずるものとする。

(4) その他必要な事項

立木の伐採に当たっては、森林のもつ公益的機能を阻害しないよう、小面積分散伐採とするよう努めることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、Ⅱ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、当森林計画区における森林に関する自然条件、社会的要請及び保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備等の目的を達成するため、既指定保安林の整備を推進するとともに、保安林として指定する必要がある森林について計画的に指定することとする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点からⅡ－第2－1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、また近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていること及び山腹崩壊等に伴う流木災害が顕著化していることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、溪間工、山腹工等の治山施設の整備及び保安林機能を維持増進するための本数調整伐等の保安林整備を計画的に推進することとする。また、流木対策としては、流木捕捉式治山ダムの設置や根系の発達を促す間伐等の森林整備、流木化して下流域へ被害を及ぼす可能性の高い流路部の立木の伐採等に取り組むこととする。その際、土砂流出防備等の機能の十分な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する制限と治山事業の実施の一体的な運用等に努めることとする。

(4) その他必要な事項

保安林の適切な管理に必要な、標識の設置、巡視等を適正に行うほか、衛星デジタル画像等を活用し、保安林の現況等に関連する情報の総合的な管理を推進することとする。

3 鳥獣害の防止に関する事項

- (1) 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法設定なし。
- (2) その他必要な事項
特になし。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。松くい虫による被害への対応については、被害予防の観点から薬剤の予防散布を行うとともに、被害木については伐倒駆除を行い、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。なお、抵抗性を有するマツへの転換に当たっては、気候、土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、国有林における被害は見られないものの、民有林関係者との情報共有を行い早期発見に努めるとともに、被害が確認された場合は民有林と連携した防除対策を講ずることとする。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）

ツキノワグマによる剥皮等の被害が発生している地域については、樹木に保護資材を巻くなど剥皮対策等を講ずるとともに、関係機関等と連携し、生息状況、被害実態、捕獲等の情報を共有し、効果的な被害対策に努めることとする。

また、森林被害の未然防止、早期発見による適切な対応策を講ずる観点から、森林の巡視を強化することとし、被害が発生した場合は、関係機関と連携し、捕獲又は防護柵の設置等の植栽木の保護措置による鳥獣害防止対策を推進することとする。なお、防護柵の設置に当たっては、設置コストの抑制に努める。

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災を未然に防止するため、入林者数の動向、道路の整備状況及び過去における林野火災の発生頻度を踏まえ、保護標識等の適切な設置や巡視に努めるとともに、保護管理上必要となる歩道等については、必要に応じて地方公共団体との連携を図り、効果的な整備を推進することとする。

(4) その他必要な事項

林野火災や廃棄物の不法投棄等の人為被害、病虫獣害、寒風害等の気象被害等については、入林者数の動向、過去の被害の発生状況、発生時期、気象状況等を踏まえ、より効果的かつ適切な被害防止の実施に努めることとする。

第5 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	915	820	95	418	340	78	498	482	16
うち前半5年分	476	411	65	244	187	57	232	225	7

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	6,360
うち前半5年分	2,802

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	680	49
うち前半5年分	243	0

4 林道等の開設及び拡張に関する計画

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
開設	総 数		33路線		60,614		27,670		
	自動車道	林業 専用道	新発田市	二 王 子	3,000	97	2,000	①	69 70
				内 ノ 倉	2,500	21	—	②	86
			計	2 路線	5,500		2,000		
			胎内市	寺 内	800	18	800	③	48 49
				羽 黒	1,500	115	—	④	11
				水 谷	1,000	52	—	⑤	59
			計	3 路線	3,300		800		
			阿賀野市	内 山	300	18	300	⑥	120
				折 居	3,000	115	—	⑦	109 110
			計	2 路線	3,300		300		
			五泉市	神 戸 川	2,000	92	—	⑧	321
			計	1 路線	2,000		—		
			阿賀町	高 地 沢	5,000	177	3,000	⑨	204
				土 倉 分 線	1,500	112	1,500	⑩	224
	鹿 ノ 又 沢 支 線	4,000		281	4,000	⑪	219		
	小 鱒 谷 支 線	2,200		145	2,200	⑫	201		
	土 倉 第 2 分 線	2,200		96	2,200	⑬	221 222		
	大 倉	3,000		144	—	⑭	255 256		
	計	6 路線	17,900		12,900				

(注) 開設に係る「林道等の開設計画箇所位置図」は、巻末に掲載。

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林業 専用道	村上市	館 腰	2,540	140	2,540	⑮	1033 1034 1035
				新屋(笹平) 2号線	540	36	540	⑯	1041
				新屋(笹平) 3号線	755	45	755	⑰	1041
				菅 沼	580	49	580	⑱	1004
				上 山 田 第 2 支 線	1,300	98	1,300	⑲	1021 1022 1029 1030
				長峰沢支線	1,200	100	—	⑳	1032 1035
				大 須 戸 2 号 線	1,200	122	—	㉑	1129
				天 井 山	2,400	75	—	㉒	1129 1130
				荒 川	330	127	—	㉓	1221
				ワゾウ沢	912	149	—	㉔	1126 1127
				マクリ沢	630	41	—	㉕	1122
			計	11路線	12,387		5,715		
			関川村	丸 山	2,235	238	2,235	㉖	1390 1391
				丸 山 支 線	720	24	720	㉗	1390
				田 麦	1,000	45	1,000	㉘	1371 1372
				桂 川	1,000	137	—	㉙	1368
				深 沢	3,000	154	—	㉚	1381 1382
			脇ノ沢	1,725	94	—	㉛	1369	

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	うち前半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
開設	自動車道	林 業 専用道	関 川 村	小 川	3,647	405	—	㊸	1315 1316 1317
				湯 蔵 川	2,050	184	—	㊹	1393 1395
				フナツキ沢	850	153	—	㊺	1397
			計	9路線	16,227		3,955		

単位 延長:m 面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
拡張	総 数			81路線	13,749		12,053		
	自動車道	林 道	新発田市	石 川	158		79		52 53
				櫛 形 (櫛 形)	444		222		17 21 22
				板 山	214		107		76 77
				津 川 赤 谷 (鳥 越)	332		166		101 102
				赤 谷	506		253		88~ 92
				寺 内	302		151		48 49
				熊 出	174		87		46~ 48
				小 出	74		37		50 51
				北 の 入	96		48		52
				水 谷	260		130		59 60
				田 貝	310		155		68 69
				南 俣	80		40		72
				南 俣 支 線	136		68		70 71
				高 知 山	260		130		73 75
				坂 ノ 沢	116		58		61 65 66
		計		15路線	3,462		1,731		

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車道	林 道	胎 内 市	羽 黒	108		54		10 11
				櫛 形 (関沢)	124		62		14
				櫛 形 (小国谷)	154		77		14 15
				坪 穴	90		45		5
				中 砥 沢	34		17		8
				羽黒支線	58		29		10
				半 山	22		11		12
				飯 角	240		120		12 13
			計	8 路線	830		415		
			阿 賀 野 市	五 頭 山 北 部 (折居)	80		40		105 106
				五 頭 山 北 部 (赤倉)	56		28		106 108 109
				五 頭 山 北 部 (割石)	242		121		111~ 113
				五 頭 山 中 ノ 沢 (内山)	120		60		120
				五 頭 山 北 部 (りつ沢)	190		95		105
				勝 屋	32		16		111
				折 居	50		25		106
				折居支線	90		45		106
			計	8 路線	860		430		
			五 泉 市	三 五 郎 山	150		75		287 288
				三 五 郎 山 支 線	54		27		289
				神 戸 川	28		14		321
				計	3 路線	232		116	

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車道	林 道	阿 賀 町	津川赤谷 (新谷川支線)	366		183		216 217
				土 倉	344		172		221～ 223
				五 頭 山 中ノ沢 (中ノ沢)	248		124		210 211
				五 頭 山 中ノ沢 (五頭山)	68		34		206
				津川赤谷 (土倉支線)	254		127		223～ 225
				津川赤谷 (諏訪峠)	296		148		226 227
				津川赤谷 (土倉)	30		15		215 223
				津川赤谷 (新谷川)	84		42		214 215
				五 頭 山 中ノ沢 (戸沢)	88		44		206 207
				津川赤谷 (松野沢)	84		42		225
				大 倉	224		112		260～ 262
				馬 取 川	262		131		251 252
				新 谷 川	46		23		214 215
				五 頭 山	16		8		206
				諏 訪 峠 支 線	126		63		227
				高 地 沢	60		30		204
				人 品 頭 山	86		43		214
				小 鱒 谷 沢	176		88		202 203
清 水 小 屋	20		10		212				

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 函 番 号	備 考 林 班	
拡張	自動車道	林 道	阿 賀 町	小 鱒 谷 沢 支 線	64		32		201 202	
				諏 訪 峠 第 二 支 線	118		59		226 227	
				計	21 路線	3,060		1,530		
			村 上 市	下 小 揚	25		25		1049	
				下 山 田	560		560		1032	
				野 田 沢	20		20		1409	
				上 山 田	20		20		1022 1030 1031	
				高 根 鈴 川 (高根鈴川)	3,100		3,100		1132 1133	
				三 面 支 線	3,100		3,100		1068 1069	
				三 面 (未 沢)	70		70		1071 1073 1077 ~ 1080	
				南 大 平	12		12		1413	
				釜 杭	8		8		1036 1037	
				高 根 鈴 川 フ ス ベ 沢 支 線	2,080		—		1169 1170	
				荒 川	203		—		1221	
				高 根 鈴 川 布 部 山 支 線	3,541		—		1149 1150	
				計	12路線	12,739		6,915		

単位 延長:m、面積:ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	位 置 (市町村)	路 線 名	延 長	利 用 区 域 面 積	う ち 前 半 5 年 分	対 凶 番 号	備 考 林 班
拡張	自動車道	林 道	関 川 村	小 綱 木 名 倉 支 線	30		30		1351 1352 1353
				小 綱 木	199		199		1349 1350
				西 山	15		15		1370
				大 中 支 の 石 沢 支 線	36		36		1336
				女 川	70		56		1377 1378 1379
			計	5 路線	350		336		
		林 業 専 用 道	新 発 田 市	大 平	30		15		61
				計	1 路線	30		15	
			阿 賀 野 市	勝 屋 支 線	22		11		111
				計	1 路線	22		11	
			阿 賀 町	戸 屋 沢	40		20		258
				高 地 沢	40		20		204
			計	2 路線	80		40		
			村 上 市	新 屋 (笹 平) 3 号 線	20		20		1041
		計	1 路線	20		20			

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	うち前半5年分	備考
総数（実面積）	147,350.56	141,419.79	
水源涵養のための保安林	129,954.87	124,444.74	
災害防備のための保安林	15,881.44	15,460.80	
保健・風致の保存等のための保安林	1,514.25	1,514.25	

- (注) 1. 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。
2. 水源涵養のための保安林とは、水源かん養保安林。
3. 災害防備のための保安林とは、土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、干害防備、なだれ防止の各保安林。
4. 保健・風致の保存等のための保安林とは、保健、風致の各保安林。

② 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は解除を 必要とする理由	
		市 町 村	区域（林班）		うち前半 5 年分		
指定	総 数			4,587.11	2,829.21		
	水 かん	計			3,757.30	2,333.02	水源の涵養
		胎 内 市	17		201.04		
		阿 賀 野 市	117、118、120、121		340.75	247.97	
		村 上 市	1001、1021、1022、 1029、1030、1031、 1033、1034、1036、 1041、1043、1048、 1049、1050、1051、 1052、1053、1151、 1223		2,740.69	2,079.32	
		関 川 村	1309、1310、1311、 1312、1313、1346、 1347、1348、1349、		675.82	5.73	
	土砂流出	計			779.46	445.84	土砂の流出の防備
		阿 賀 野 市	113、116		333.62		
		村 上 市	1012、1302、1303、 1304、1305、1366、		445.84	445.84	
	干害防備	計			50.35	50.35	干害の防備
村 上 市		1235、1236		50.35	50.35		

(注) 本表の種類欄に記載した略称は第4-1-(1)に準ずる。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし。

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森 林 の 所 在		治山事業 施行地区 数	うち前半 5年分	主な工種	備 考
市 町 村	区 域 (林 班)				
新発田市	15、16、17、19、20、21、22、 24、46、47、48、49、50、52、 58、59、60、61、65、66、71、 72、73、75、76、88、101、102、 103	29	24	溪 間 工 伐 本 数 調 整	
胎内市	4、6、7、8、9、10、11、12、 13、14、25、27、30、31、32	15	7	溪 間 工 伐 本 数 調 整	
五泉市	287、288、289、321、322	5	3	溪 間 工 伐 本 数 調 整	
阿賀野市	105、106、109、111、112、113、 116、117、118、119、120、121	12	4	溪 間 工 伐 本 数 調 整	
阿賀町	202、203、204、207、208、210、 211、212、216、221、223、224、 225、226、227、250、251、252、 253、255、256、257、268、260、 261、266、277、278、279、280	30	17	溪 間 工 伐 本 数 調 整	
村上市	1005、1006、1007、1009、1010、 1012、1021、1022、1023、1025、 1037、1038、1048、1053、1059、 1124、1125、1126、1127、1128、 1129、1130、1131、1132、1133、 1136、1137、1138、1139、1140、 1146、1149、1150、1214、1215、 1216、1230、1235、1236、1304、 1306、1307、1366、1409、1412、 1413、1414、1415、1416	49	49	溪 間 工 工 山 腹 道 保 安 林 管 理 防 災 林 造 成 林 内 整 備 本 数 調 整 工 伐	
関川村	1308、1313、1315、1317、1333、 1334、1335、1336、1337、1341、 1349、1350、1351、1352、1353、 1359、1368、1369、1370、1371、 1372、1373、1374、1377、1378、 1381、1389、1390、1391、1392、 1393、1395、1397、1398、1400、 1402、1425	37	37	溪 間 工 地 下 水 排 除 工 本 数 調 整 伐	
合 計		177	141		

第6 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水 かん	総 数		122, 111. 72	別表 2、3 のとおり	
	新 発 田 市	15、18～24、46～53、 56～73、75～98、 101～103	17, 795. 11		国立特保 2, 063. 16 国立特 1 2, 811. 43 国立特 2 1, 296. 03 県立特 1 116. 69 県立特 2 1, 964. 15 県立特 3 1, 939. 96 史名天 116. 69
	[新発田市]	5			
	胎 内 市	4～6、8～14、 25～30、32～34、 38、41～45	9, 542. 07		砂防指定 177. 24 国立特保 41. 73 国立特 1 5, 838. 72 県立特 3 2, 223. 47 史名天 1. 13
	五 泉 市	286～297、303～315、 320～323	11, 133. 35		土砂流出 4. 89 砂防指定 0. 22 県立特 2 3, 574. 97 県立特 3 4, 772. 57
	阿 賀 野 市	105～112、120	1, 442. 00		県立特 2 247. 60 県立特 3 1, 194. 40
	村 上 市	1005～1019、 1023～1027、1040、 1044～1047、 1056～1150、 1152～1230、 1302～1304、1306、 1307、1411～1414	38, 515. 61		土砂流出 1, 131. 09 砂防指定 0. 03 国立特保 2, 625. 89 国立特 1 4, 545. 65 県立特 2 2, 316. 22 県立特 3 9, 907. 59 県自環特 111. 14 鳥獣特保 2, 661. 08
	[耕雲寺]	1			
	阿 賀 町	201～204、206～285、 298～302、324～325	29, 698. 74		国立特保 4, 417. 00 国立特 2 434. 90 国立特 3 2, 071. 10 県立特 2 169. 52 県立特 3 59. 50 県自環特 421. 77 特別母樹 3. 18
【上川】	1、2				
関 川 村	1308、1315～1331、 1333～1345、 1349～1361、 1367～1392、1397、 1406、1407、1418、 1420～1425	13, 984. 84	砂防指定 0. 35 国立特 3 2, 004. 46		

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
土砂流出	総 数		14,305.48	別表2、3 のとおり	
	新発田市	54～56、63～64、70、 73～74、81～82、91、 97～99、102～104	2,275.81		県立特2 466.56 県立特3 199.09
	五泉市	321	42.14		水かん 4.89
	阿賀野市	106、108、114、 117～119	586.25		保健林 498.85 砂防指定 0.09 県立特1 121.12 県立特2 414.36 県立特3 50.77
	胎内市	7、25～27、30～32、 35～39、41～43、45	2,330.50		砂防指定 3.65 県立特3 2,197.91 史名天 2.80
	阿賀町	201、205～206、208、 260～261、273-2、 284	1,004.70		保健林 310.75 県立特2 389.35
	村上市	1011～1015、1017、 1019、1027、1040、 1044～1047、 1054～1055、 1075～1076、 1088、1093～1095、 1102、1113、1117、 1119～1120、 1124～1125、1129、 1132～1134、1136、 1138～1141、 1145～1146、 1148～1149、 1219～1223	4,075.40		水かん 1,131.09 国立特保 1,659.40 県自環特 39.42 鳥獣特保 1,389.12
	関川村	1325～1326、1329 1332～1333、 1335～1337、1351、 1372、1374～1376、 1378～1380、1385、 1387～1388、 1393～1405、1417、 1419	3,990.68		国立特1 1,425.42 国立特2 3.08 国立特3 22.25

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
土砂崩壊	総 数		147.77	別表 2、3 のとおり	
	新 発 田 市	16	32.45		
	胎 内 市	7～8	44.39		史名天 0.20
	阿 賀 町	203、207、224、250	26.25		
	村 上 市	1307、1366	44.68		なだれ防止 4.47
飛砂防備	総 数		34.15	別表 2、3 のとおり	
	胎 内 市	1	34.15		保健林 34.15
防 風 林	総 数		258.53	別表 2、3 のとおり	
	村 上 市	1235～1236、 1415～1416	258.53		保健林 258.52 県立特 2 62.44 県立特 3 21.65
干害防備	総 数		160.08	別表 2、3 のとおり	
	新 発 田 市	15、49	53.38		
	胎 内 市	6	10.23		
	阿 賀 町	253	27.92		
	村 上 市	1048、1304	42.48		
	関 川 村	1308、1313	26.07		
なだれ防止	総 数		63.07	別表 2、3 のとおり	
	阿 賀 町	212～213、249-1、 253	58.60		
	村 上 市	1307	4.47		土砂崩壊 4.47
保 健 林	総 数		1,513.94	別表 2、3 のとおり	
	五 泉 市	322	31.03		県立特 3 31.03
	阿 賀 野 市	114～115、117～119	845.22		土砂流出 498.85 砂防指定 0.14 県立特 1 110.82 県立特 2 725.51 県立特 3 8.89
	胎 内 市	1	34.15		飛砂防備 34.15
	阿 賀 町	202、205～209	345.02		土砂流出 310.75 県立特 2 319.55

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
保健林	村 上 市	1235～1236、 1415～1416	258.52	別表2、3 のとおり	防風林 258.52 県立特2 62.44 県立特3 21.64
風致林	総 数		0.31	別表2、3 のとおり	
	新発田市	71	0.31		
砂防指定	総 数		236.38	別表5の とおり	
	新発田市	52、58、61～62、65	13.92		
	五泉市	289	0.22		水かん 0.22
	阿賀野市	117～120	1.51		土砂流出 0.09 保健林 0.14 県立特2 0.09 県立特3 1.42
	胎内市	10、12～14、25～26、 30、32～33、37～39	190.05		水かん 177.24 土砂流出 3.65 国立特1 174.43 県立特3 10.62
	阿賀町	211、214～215、 250～252	5.39		
	村上市	1005、1008～1009、 1012～1013、 1023～1025、 1038～1039、 1042～1045、1414	24.93		水かん 0.03
	関川村	1358、1407	0.36		水かん 0.35
国立特保	総 数		10,807.18	別表4の とおり	
	新発田市	94～95	2,063.16		水かん 2,063.16
	胎内市	33	41.73		水かん 41.73
	阿賀町	233～236、242～243	4,417.00		水かん 4,417.00
	村上市	1075～1076、1088、 1093～1095、 1100～1102、 1111～1113、 1116～1117、 1119～1120	4,285.29		水かん 2,625.89 土砂流出 1,659.40 鳥獣特保 3,016.34

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
国立特1	総 数		14,624.71	別表4のと おり	
	新発田市	92～94	2,811.47		水かん 2,811.43
	胎内市	33～34	5,842.17		水かん 5,838.72 砂防指定 174.43
	村上市	1075～1076、1088、 1091～1092、 1096～1099、 1104～1107、1110、 1114～1115、 1118～1121、 1211～1213	4,545.65		水かん 4,545.65 鳥獣特保 1,033.86
	関川村	1325～1326、1417	1,425.42		土砂流出 1,425.42
国立特2	総 数		4,088.33	別表4のと おり	
	新発田市	92、95	1,296.55		水かん 1,296.03
	阿賀町	243	434.90		水かん 434.90
	村上市	1074、1087、 1089～1090、1097、 1108～1109、1114、 1118、1208～1210	2,316.22		水かん 2,316.22
	関川村	1402～1403、1405、 1425	40.66		土砂流出 3.08
国立特3	総 数		14,264.30	別表4のと おり	
	阿賀町	233、240～242、 244～246	2,077.86		水かん 2,071.10
	村上市	1061～1074、 1077～1086、 1089-1、 1096、1103、 1177～1181、 1186～1207	9,927.50		水かん 9,907.59
	関川村	1333～1334、 1338～1345、 1403～1405、1425	2,258.94		水かん 2,004.46 土砂流出 22.25

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市町村	区 域 (林 班)			
県立特1	総 数		237.81	別表4のと おり	
	新発田市	18	116.69		水かん 116.69 史名天 116.69
	阿賀野市	108、114	121.12		土砂流出 121.12 保健林 110.82
県立特2	総 数		7,663.04	別表4のと おり	
	新発田市	55～56、63～64、70、 81～83	2,457.82		水かん 1,964.15 土砂流出 466.56
	五泉市	303～304、311	3,574.97		水かん 3,574.97
	阿賀野市	107～108、114～115、 117～119	999.88		水かん 247.60 土砂流出 414.36 保健林 725.51 砂防指定 0.09
	阿賀町	205～206、208～209	567.67		水かん 169.52 土砂流出 389.35 保健林 319.55
	村上市	1236	62.70		防風林 62.44 保健林 62.44
県立特3	総 数		13,933.51	別表4のと おり	
	新発田市	55～56、63～64、70、 78～80、84～86	2,326.63		水かん 1,939.96 土砂流出 199.09
	五泉市	293～297、305～310、 312～313、315、320、 322～323	4,803.62		水かん 4,772.57 保健林 31.03
	阿賀野市	105～113、116～118、 120	1,910.99		水かん 1,194.40 土砂流出 50.77 保健林 8.89 砂防指定 1.42
	胎内市	25～32、35～43	4,758.35		水かん 2,223.47 土砂流出 2,197.91 砂防指定 10.62
	阿賀町 [鹿瀬・ 向鹿瀬]	222～223、226～227 2～3	73.79		水かん 59.50
	村上市	1235～1236	60.13		防風林 21.65 保健林 21.64

単位 面積：ha

種類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
県自環特	総 数		627.99	別表5のと おり	
	新発田市	100	54.45		
	阿賀町	256、273-1	421.77		水かん 421.77
	村上市	1133～1134、1143	151.77		水かん 111.14 土砂流出 39.42
鳥獣特保	総 数		4,050.20	別表5のと おり	
	村上市	1093～1095、 1101～1102、1113、 1116～1117、 1119～1121、 1212～1213	4,050.20		水かん 2,661.08 土砂流出 1,389.12 国立特保 3,016.34 国立特1 1,033.86
特別母樹	総 数		6.18	別表5のと おり	
	新発田市	102	3.00		
	阿賀町	221	3.18		水かん 3.18
史名天	総 数		173.83	別表5のと おり	
	新発田市	18	116.69		水かん 116.69 県立特1 116.69
	胎内市	4～5、7	4.15		水かん 1.13 土砂流出 2.80 土砂崩壊 0.20
	村上市	1362～1364、1366	52.99		

(注) []は、官行造林地である。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称	略 称	正 式 名 称
水かん	水 源 か ん 養 保 安 林	国立特1	国立公園第1種特別地域
土砂流出	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	国立特2	国立公園第2種特別地域
土砂崩壊	土 砂 崩 壊 防 備 保 安 林	国立特3	国立公園第3種特別地域
飛砂防備	飛 砂 防 備 保 安 林	県立特1	県立自然公園第1種特別地域
防風林	防 風 保 安 林	県立特2	県立自然公園第2種特別地域
干害防備	干 害 防 備 保 安 林	県立特3	県立自然公園第3種特別地域
雪崩防止	な だ れ 防 止 保 安 林	県自環特	県自然環境保全地域特別地区
保健林	保 健 保 安 林	鳥獣特保	鳥獣保護区特別保護地区
風致林	風 致 保 安 林	特別母樹	特 別 母 樹 林
砂防指定	砂 防 指 定 地	史名天	史跡名勝天然記念物
国立特保	国 立 公 園 特 別 保 護 地 域		

- 2 その他必要な事項
特になし。

別表1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		145,666.90	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
新 発 田 市	計	21,572.51	
	15全 16全 17い1～イ 18い～み 19い～つ 20全 21い1～か2、ロ 22全 23い～て 24全 46い～う3、ロ 47い～イ 48い1～し、ロ、ハ 49い1～ふ2 50い～の、ロ1、ロ2 51全 52い～え、ロ1～ニ4 53～57全 58い1～ふ、ロ1、ロ2 59全 60全 61い1～つ、ロ1～ハ2 62い1～ら2、ハ1～ハ3 63い1～に 64全 65い～ゆ、ロ1～ハ 66全 67全 68い～ロ 69い～ち 70い～う、ロ 71い1～ね 72全 73い1～お2 74全 75い～さ 76い～せ 77い1～な 78～86全 87い、ろ、ハ1～ハ5 88～91全 92い～ロ2 93い～は、ロ1～ハ2 94い～ろ2、ロ1～ハ4 95～100全 101い～れ、ロ～ハ5 102い～し、ロ1～ニ 103い～め、ニ1～ニ3 104全		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
五 泉 市	計	11,226.16	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	286全 287い～ま 288～297全 303～315全 320～323全		
阿 賀 野 市	計	3,225.90	
	105～114全 115い1～ほ 116い～う2、ロ1、ロ2 117い1～イ2、ハ、ニ 118い1～る2、イ2 119全 120い1～え2 121い～し3、ロ～ハ4		
胎 内 市	計	12,319.66	
	1全 4全 5い1～イ、ハ 6い～ま2 7い～そ、ハ、 8～10全 11い～う2、ロ 12全 13全 14い～イ、ロ2、ロ3 25い1～か、ニ、ホ 26全 27い1～り、ロ～ホ 28全 29全 30い1～イ4 31全 32い1～イ、ニ1、ニ2、ト2～ト5 33い1～る12、イ3～ホ4、ホ6 34い1～ろ 35全 36い～に 37全 38全 39い1～よ2、ハ、ニ 40い～う2、ロ1、ロ2、ニ1～ニ4 41～44全 45い1～る、ロ、ハ		
阿 賀 町	計	31,169.91	
	201い1～ま2 202～210全 211い～ひ、ロ1～ハ 212い～も2、ロ1～ロ6		

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
阿 賀 町	213～218全 219い～あ、ロ1～ロ5 220全 221全 222い1～や、ロ1～ハ 223い～ふ、ハ1～ハ4 224～226全 227い1～ふ 228～239全 240い～る、ロ 241い～ぬ、ハ～ニ2 242全 243い1～ね、イ3～ロ10 244全 245全 246い～に 247～251全 252い～せ 253全 254い～う2、ハ 255～276全 277い～な5 278い1～ロ 279い～わ 280～285全 298～302全 324全 325全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
村 上 市	計	46, 445. 27	
	1001全 1003全 1004い1～け 1005い～つ 1006～1009全 1010い1～な 1011い1～い6、ろ～か 1012い1～る2 1013～1019全 1021い1～の3 1022全 1023い1～ね2、ロ 1024全 1025い1～ら2、ハ1、ハ2 1026全 1027全 1029全 1030全 1031い1～お 1032～1035全 1036い～イ2 1037い1～わ 1038い～る2、ロ 1039～1041全 1042い～つ2、イ2		

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
村 上 市	1043～1127全 1128い～す、ロ、ハ 1129～1131全 1132い～る2、イ2～イ5 1133～1150全 1151い～な 1152い～ほ、ロ 1153～1160全 1161い～イ、ロ3～ハ5 1162い1～ろ、ロ1、ロ2 1163い、ろ 1164全 1165全 1166い1～は、イ9～ロ3 1167い～イ3 1168～1170全 1171い～に2 1172い～ほ、ロ1～ロ3 1173い～は、ロ1、ロ2 1174い～に5、ロ1～ロ8 1175い～ハ1 1176い 1177～1185全 1186い～は 1187～1191全 1192い～イ、ロ2、ロ3、ハ1、ハ2 1193～1195全 1196い～に4 1197～1207全 1208い1、い2 1209～1222全 1223い～ぬ、イ2、ロ 1224～1230全 1235い1～わ、イ3 1236い1～イ、ハ1～ハ3 1302い～か 1303い～ね、イ2、イ3 1304全 1305い1～た 1306全 1307い～ね、ロ1、ロ2 1362い1～わ、ロ1、ロ5、ロ8、ロ10、ハ 1363い～ね、ロ 1364い～わ、ロ 1365全 1366全 1409全 1410全 1411い～の2、ロ 1412～1414全 1415い～り9 1416全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イのとおり

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
関川村	計	19,707.49	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	1308～1311全 1313い～イ1、ロ1、ハ2～ニ4 1315～1318全 1319い～に 1320～1323全 1324い、ろ 1325全 1326い～ろ2、ロ1～ロ4 1327～1330全 1331い～ろ2、ロ 1332全 1333い～イ2 1334全 1335全 1336い1～の、ロ 1337～1340全 1341い～イ2 1342～1347全 1348い1～と4、イ2 1349い～の3、ロ1～ロ3 1350～1357全 1358い～イ8、ロ2 1359～1361全 1367全 1368い1～わ、ロ1～ハ 1369～1374全 1375い～の、ロ1、ロ2 1376全 1377い～む 1378い～つ、ロ 1379全 1380全 1381い～ら2、ロ 1382全 1383い～イ1、ロ、ハ 1384～1389全 1390い1～こ、ロ5～ハ 1391～1396全 1397い～ぬ、ロ 1398い～に、ロ1～ロ6 1399全 1400い～に、ロ1、ロ2 1401全 1402い～そ、ロ 1403～1408全 1417～1425全		

2 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施業方法
総 数		94,894.10	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
新 発 田 市	計	14,424.70	
	15ぬ、る1 16い1、に～へ、た～つ 17ほ11、り1～ぬ1 18い～た 19い～つ 24へ、よ1 48つ～な 49い1～い3 52ハ 54全 55全 56い～は 57い1～ろ、ち～イ 58い1、ろ1、は、ほ1、る1、る4、や 61ハ1、ハ2 62い2、ハ1～ハ3 63い1、ろ1～に 64に～へ2 65わ、ロ1、ロ2 70む1、む2 73お1、お2 74全 79へ3、と 80い、は、に 81～84全 85ほ 86り 87い、ハ1～ハ3 88全 89い、ろ、イ、ロ 90い、イ 91い、イ2～ロ2 92い、ロ1、ロ2 93い～は、ロ1～ハ2 94い～ろ2、ロ1～ロ13、ロ15～ハ4 95い～に、ち～イ13 96全 97ろ～に 98ろ～イ 99と～ロ 102き～し、ロ1～ロ3 103ぬ16、く、ニ3 104全		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
五泉市	計	10,086.44	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	286は、へ、ち1～り2 287う1～ま 288む～う2 289ろ2、か4、か5、イ 290～297全 303～308全 309い～に、ね～イ1、イ4～イ8 310～312全 313い、イ1～イ8 315全 320ろ2、は2 321れ、そ、う1、う2、ふ1～え、め～イ8 322か～あ、イ1～イ7		
阿賀野市	計	861.28	
	106の 107は1 108ぬ～わ 112け1、こ1 113か2、た、な 114い1、ろ1、は1、に、ほ 115い1 116わ、ら～う2 117い1、い2、は1～と、そ、ニ 118い1、ろ1、ろ2、は～ち1、る1、イ2 119全 120い1～い5、に1～ほ、け1 121さ3		
胎内市	計	10,705.81	
	4わ1 5へ1、へ3～へ5、そ2～つ 6つ～な、の1～お 7い～そ、ハ 8わ2、わ3、む、う 9ち、ね1、な～む、イ 10イ2 12わ1、イ1～イ3、ロ3 13は1、は2、お2、イ、ハ 14ほ、れ、む1、む2、う2、ロ2、ロ3 25い2、い3、に～か、ニ、ホ 26全 27い1～い6、は、に、へ、と1、ロ～ホ 28全 29ろ～に 30い2～イ2 31全 32い1～は、ち～る1、る3～わ、な、ニ1、ニ2 33い1～る12、イ3～ホ4、ホ6 34い1～ろ 35全 36い～に		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
胎内市	37全 38に、ほ、る2、る3、わ1、か1～ロ 39へ、る1、わ2、か2～よ2、ニ 40ね4、ニ4 41へ～り 42～44全 45い1～は、ぬ、る、ロ、ハ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イのとおり
阿賀町	計	21,952.69	
	201い1～と、そ3、や 202い～に 203お～ふ 204か～た 205全 206へ、イ2 207に1、へ1、へ5、イ1、イ3 208と1、と2 211い、ろ 212よ1、よ2、れ 213く、や 214お、く 215い2、は2、た2、た3、そ2 217イ4 218い1、ろ～へ、イ1～イ4 220全 224た2、れ 228～230全 231は、ほ 232～237全 238に、へ 239ほ、と、そ～ね、ら～イ2 240ち、ぬ、る、ロ 241は、ほ1、ほ2、ハ、ニ1 242ろ～ロ 243い1～ね、イ3～ロ7、ロ9 244全 247い、は～り 248い、ろ、ほ、り1～る、か 249全 249-1全 250い2～ろ2、わ3、た1～た4 251い、わ2 252に3、り3、ぬ 253と2、ぬ 260わ～イ4 261か、イ2～イ5 262た1、れ2、イ3 263ろ～イ2 263-1全 264ろ～と、り～イ 265は～わ、か2～イ4 266い、ほ1、り、れ、イ3、イ5～イ8 267全 268全		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
阿 賀 町	269い～ほ、と、ち、る～イ7 270ろ1～ほ、と～イ3 271い、は～ち、イ1～イ3 272ろ～に、へ、ぬ～よ、イ2～イ8 273-1ろ、は1、は3、に、ほ、と、り、ぬ3～ね、ら、お、ま、け、イ1～イ5 273-2全 276全 277い、に、ほ、と～な5 278ろ1～ろ4、ほ1、ほ2、へ～ち1、り～ロ 279と1、ち1、ち2、り1、ぬ、わ 280ほ、へ、イ2、イ3 281～285全 298～302全 324 全 325 は～ほ、り～る、た～ロ5		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり
村 上 市	計	24,941.70	
	1005ぬ2、ぬ3、る3、わ2～か、よ2、れ2 1006ろ、ほ1～り 1007全 1008ろ、に、へ 1009は2、ほ2、イ2 1011か 1012ろ1～ろ5、ろ7、は 1013い2、ろ2、は、ほ2、へ2、へ3、と2 1014～1019全 1023る2、る3、る5、わ2、ロ 1024は 1025い2、は3、ぬ、る1、つ2、ね2、な2、ハ2 1026全 1027全 1038ロ 1039イ1、イ2 1040に 1042イ2 1043イ1、イ2 1044い2、は、イ 1045い6、イ 1046イ 1047い、イ1、イ2 1048け3、け5、け7 1054～1058全 1059い、ろ、ほ～ち、ぬ、ロ 1060い、は～ほ、と～ロ3 1061イ1 1062イ1、イ2 1063全 1064イ 1066イ2 1067ロ3、ロ4 1071イ2、イ3 1072イ1～イ3 1073イ 1074ろ1、ろ2		

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
村 上 市	1075全 1076全 1080イ1 1081全 1083イ 1084イ 1086ろ～は4 1087～1095全 1096に1、に2 1097～1121全 1124に 1125そ 1127わ1、れ3 1129る2 1131ろ 1132る1、る2 1133い1～ろ、り 1134い、イ2 1136い、イ 1138る3、わ、か、た、イ2 1139イ 1140た～イ2 1141イ 1145へ、と、イ2～イ4 1146い 1148り、イ 1149に、ほ、イ1～イ4 1155全 1156に1～に3 1157ほ1～ほ3 1158ろ1、ろ2 1159に 1160い1、は1、は2 1161い、ろ、イ、ロ3～ハ2、ハ4、ハ5 1162ろ、ロ1、ロ2 1163ろ 1164ろ、イ 1165イ1～イ3 1167へ、イ1～イ3 1168に1～に3 1169ろ1～イ 1170ろ1～ろ6 1171に1、に2 1172ほ 1173は 1174に1～に5 1175は～イ3 1176い 1177は、ほ 1178ろ、は、ほ～と3 1179ほ1、ほ2 1180は～ほ2 1181に 1182へ1～へ3 1183は1～は3 1184全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イの とおり

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
村上市	1185ろ、イ 1186ろ、は 1187～1191全 1192ろ1～イ、ロ2、ロ3、ハ1、ハ2 1193ろ1、ろ2 1194ろ、イ 1195全 1196い～に4 1197ろ 1198～1203全 1204イ1、イ2 1205イ1、イ2 1206全 1207ほ1、ほ2 1208い1、い2 1209～1213全 1219ろ 1220全 1221お 1222い、よ 1223と、ぬ、ロ 1224イ 1227イ 1230全 1236ぬ 1302は、に、ほ6 1303よ～ね、イ2、イ3 1304ぬ1～わ2 1305と、ち 1306と～り 1307ろ～に、ロ1、ロ2 1362る2 1366る3、よ～れ、お～や、イ2～イ4 1413イ1、イ2 1414イ		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
関川村	計	11,921.48	
	1308そ 1313ひ1、も1 1315わ1、わ2、ら、イ4 1316と～る 1317ほ1～ほ3、ほ5 1318は～へ 1319は、に 1320～1322全 1323に 1324い、ろ 1325全 1326い～ろ2、ロ1～ロ4 1327全 1328ろ 1330ろ 1331い～ろ2、ロ 1333ち2、イ2 1334い～は、イ1、イ2		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
関川村	1340全 1341い～に、イ1、イ2 1342～1345全 1353イ3 1354イ5		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		94.12	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
村上市	計	94.12	
	1001い～り、る1～れ2、の1～お、イ		

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
総数		89,967.54	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
新発田市	計	11,955.60	
	18い～み 47れ 48つ～な 49く2、け～ふ2 50う3、の 51や、ま 53わ2、わ3、よ 56に 57い3 62に1～り、る1、る2、れ～ら2、ハ2 63い2 64い～は、と～り 65さ～ゆ、ロ2 68く、や 69と、ち 70い～に、と2、な、ら、う 71る1～わ、ね 76ひ1～せ 77つ～な 79～2、～3、ち、り 80い、は、に 81い～は 82い、は～イ 83全 84全 85ほ 86り、ぬ、イ3、イ4 87い、ろ、ハ1～ハ5		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
新 発 田 市	91い、イ1 92い～ロ2 93い～は、ロ1～ハ2 94い～ろ2、ロ1～ハ4 95全 96全 99い～へ 100全 101い、ほ、へ、ロ、ハ1、ハ5 102き～め、ロ1		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
五 泉 市	計	8,213.43	
	286全 287う1～ま 288む～う2 291全 297全 303全 304全 305ほ～ぬ、イ2～イ5 307全 308は～と、イ4～イ9 309い～に、ね～イ1、イ4～イ8 310～313全 315全 320ろ2、は2 322る～わ2、さ1～め 323と2		
阿 賀 野 市	計	1,709.29	
	107は1～に 108ぬ、る1 113全 114全 115い1～ほ 116ろ～う2、ロ1、ロ2 117い1、い2、は1～イ2、ハ、ニ 118い1～る2、イ2 119全 120い1～は 121い～ろ2		
胎 内 市	計	7,345.76	
	1全 7ぬ4、る2 25い1 28全 29全 30い1、イ3、イ4 32た～ね、イ、ニ1、ニ2、ト2～ト5 33い1～ぬ4、る4～る12、イ3、ロ3～ホ4、ホ6 34い1～ろ 38か1		

単位 面積：ha

市 町 村	森 林 の 所 在 (林 小 班)	面 積	施 業 方 法
	39い1～ほ、と1、と2、わ1～よ1、ハ 40い～に、へ～な、ロ1、ロ2、ニ1～ニ4 41ほ～ち 42ろ～に、イ 43い、に 44ぬ		施業方法については、 II-第3-4-(1)-イのとおり
阿 賀 町	計	21,601.54	
	202い～に 204く1～イ 205全 206い～は2、に2～と2、ち2～ち6、ぬ1～イ1、ロ 207ほ1、ほ2、イ2 208ほ～へ2、と2、ち 209は～と2 217イ4 218い1、ろ～へ、イ1～イ4 220全 221い、ろ3、イ1、イ2 228～230全 232～237全 238に～と 239ほ、と、そ、ら、う 240い、ろ、ち、ぬ、る、ロ 241は～り、ハ、ニ1 242全 243い1～ね、イ3～ロ10 244全 245い、ろ、に 247い、は～り 248い、ろ、ほ、り1～る、か 256よ、ね1、ね2、イ4 259い、は、イ1～イ9 260わ 261い、わ、イ1 262た1、れ2、イ3 263～264全 265は～イ4 266い、ほ1、へ、り、よ～れ、イ3～イ8 267～272全 273-1ろ～ほ、と、り、ぬ2～ね、ら、お、ま、け、イ1～イ5 273-2い～は、ほ2、と～イ1、イ3～イ6 275り、る2、か～た、イ2、イ3 276全 277い～な5 278い1～ロ 279い～わ 280ろ、ほ、へ、イ2、イ3 281～283全 284へ～る 285全 298～302全 325い～よ、イ1～イ7、ロ1		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
村上市	計	29,589.21	施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり
	1005つ 1006ろ、ほ1〜り 1007ろ〜は2 1008い、は1、は2、ほ 1009イ4、イ5 1011る1〜わ 1012ろ6 1013い1、ろ1、に、ほ1、〜1、と1、ち〜イ 1014い 1015い 1016全 1017い 1018全 1019い〜に 1024い、ろ、ほ、と〜ち2 1026全 1027い 1035い〜は1、に〜わ2、そ〜イ3 1040い〜は 1044い1、ろ 1045い4、い5、ろ 1046い 1047ろ 1056〜1058全 1059い、ろ、ほ〜ち、ぬ、る2〜ロ 1060い〜に、〜1、〜2、ロ1、ロ2 1062イ1、イ2 1063全 1064イ 1066イ2 1067ロ3、ロ4 1071り、ぬ、イ2、イ3 1072は〜イ3 1073イ 1074〜1076全 1080イ1 1081全 1083ろ、イ 1084は、に、イ 1086〜1121全 1122た、そ〜ね 1123い、ち〜る2 1124ほ 1125か〜れ、つ、ね 1131ろ 1132い〜は、ほ、ぬ、イ3〜イ5 1133い1、れ 1134に、ほ、る、イ1 1141は 1143ろ 1144全 1145い〜ほ、イ1 1147全 1148い〜ち 1149い〜は		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
村上市	1155～1160全 1163い、ろ 1164全 1165全 1166い1～は、イ9～ロ3 1167い～イ3 1168～1170全 1171い～に2 1172い～ほ、ロ1～ロ3 1173い～は、ロ1、ロ2 1174い～に5、ロ1～ロ8 1175い～ハ1 1176い 1177～1185全 1186い～は 1187～1191全 1192い、は1～は5 1193～1195全 1196い～に4 1197～1203全 1204り、ぬ、イ2 1205イ1、イ2 1206全 1207全 1208い1、い2 1209～1213全 1216む、の 1217い、に～へ 1218は～へ 1219い 1221ふ、あ 1222ほ、へ、ち、り 1223い、ほ 1229は、に、ロ 1230全 1235い1～わ、イ3 1236い1～イ、ハ1～ハ3 1302い～ほ1、ほ6、ぬ2、る1、る3、る5～る7 1303る3～る5、る8 1362い1、い2、ほ2 1363つ、ね、ロ 1364ろ2、ろ3、る1～わ 1365ろ～ほ 1366ほ2、ロ 1413イ1、イ2 1415い～り9 1416全		施業方法については、 Ⅱ-第3-4 -(1)-イのとおり
関川村	計	9,552.71	
	1308 そ 1313 ひ1、も1 1315 わ1、わ2、ら、イ4 1316 と～る 1317 ほ1～ほ3、ほ5 1318 は～へ 1319 は、に		

単位 面積：ha

市町村	森林の所在(林小班)	面積	施業方法
関川村	1320～1322全 1323に 1324い、ろ 1325全 1326い～ろ2、ロ1～ロ4 1327全 1328ろ 1330ろ 1331い～ろ2、ロ 1333ち2、イ2 1334い～は、イ1、イ2 1340全 1341い～に、イ1、イ2 1342～1345全 1353イ3 1354イ5 1355ろ、ち、イ4～イ7 1356ほ～イ2 1357と、ち、イ4～イ7 1361全 1368ろ、は、ぬ、る1、ロ1、ロ2 1369ほ～と、イ1、イ3 1371い、ろ、か、て1～あ、イ1、イ2 1372り2 1374は～ほ、と～る2、イ 1375は1、は2、へ、り、ぬ、る2、わ、ら、ロ1 1376い 1378ぬ、よ1～た、つ 1379る、イ1、イ4 1387ろ、は 1388い、ろ 1389ふ 1400に 1402に、ほ、る1～そ、ロ 1403い～ほ 1404に～り、イ1～イ3 1407い～へ1、と～る、ロ 1408へ～ぬ 1417全 1418全 1420全 1421全 1422全 1423全 1424全 1425い～に1、イ1		施業方法については、 Ⅱ-第3-4-(1)-イのとおり

3 1及び2のうち伐採の方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域と施業の方法

該当なし

別表2 指定施業要件を定める場合の基準

事 項	基 準
1 伐採の方法	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、択伐による。 ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。 ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 <p>(2) 間伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	<p>(1) 主伐に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則としてその保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり

事 項	基 準
3 植 栽	<p>带状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(2) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号(2)イの樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p> <p>(1) 方法に係るもの</p> <p>満1年生以上の苗木を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につき適確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(2) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。</p> <p>(3) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

(注)「3」の事項は、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表3 指定施業要件における伐採の方法

保安林の種類	伐 採 の 方 法
水源かん養 保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地、保安施設事業の施行地等の森林で土砂が崩壊し、又は流出するおそれがあると認められるもの及びその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
土砂流出防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地の森林で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が流出するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地盤が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
土砂崩壊防備 保安林	<p>1 保安施設事業の施行地で地盤が安定していないものその他伐採すれば著しく土砂が崩壊するおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>
飛砂防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その地表が比較的安定している森林にあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
防風保安林	<p>1 林帯の幅が狭小な森林（その幅がおおむね20メートル未満のものをいうものとする。）その他林況が粗悪な森林及び伐採すればその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるもの（林帯については、その幅がおおむね10メートル未満のものをいうものとする。）にあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>

保安林の種類	伐採の方法
干害防備保安林	<p>1 林況が粗悪な森林並びに伐採の方法を制限しなければ、急傾斜地等の森林で土砂が流出するおそれがあると認められるもの及び用水源の保全又はその伐採跡地における成林が困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、択伐（その程度が特に著しいと認められるものにあつては、禁伐）。</p> <p>2 その他の森林にあつては、伐採種を定めない。</p>
なだれ防止保安林	<p>1 緩傾斜地の森林その他なだれによる被害を生ずるおそれが比較的少ないと認められる森林にあつては、択伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、禁伐。</p>
保健保安林	<p>1 伐採すればその伐採跡地における成林が著しく困難になるおそれがあると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 地域の景観の維持を主たる目的とする森林のうち、主要な利用施設又は眺望点からの視界外にあるものにあつては、伐採種を定めない。</p> <p>3 その他の森林にあつては、択伐。</p>
風致保安林	<p>1 風致の保存のため特に必要があると認められる森林にあつては、禁伐。</p> <p>2 その他の森林にあつては、択伐。</p>

別表4 自然公園区域内における森林の施業

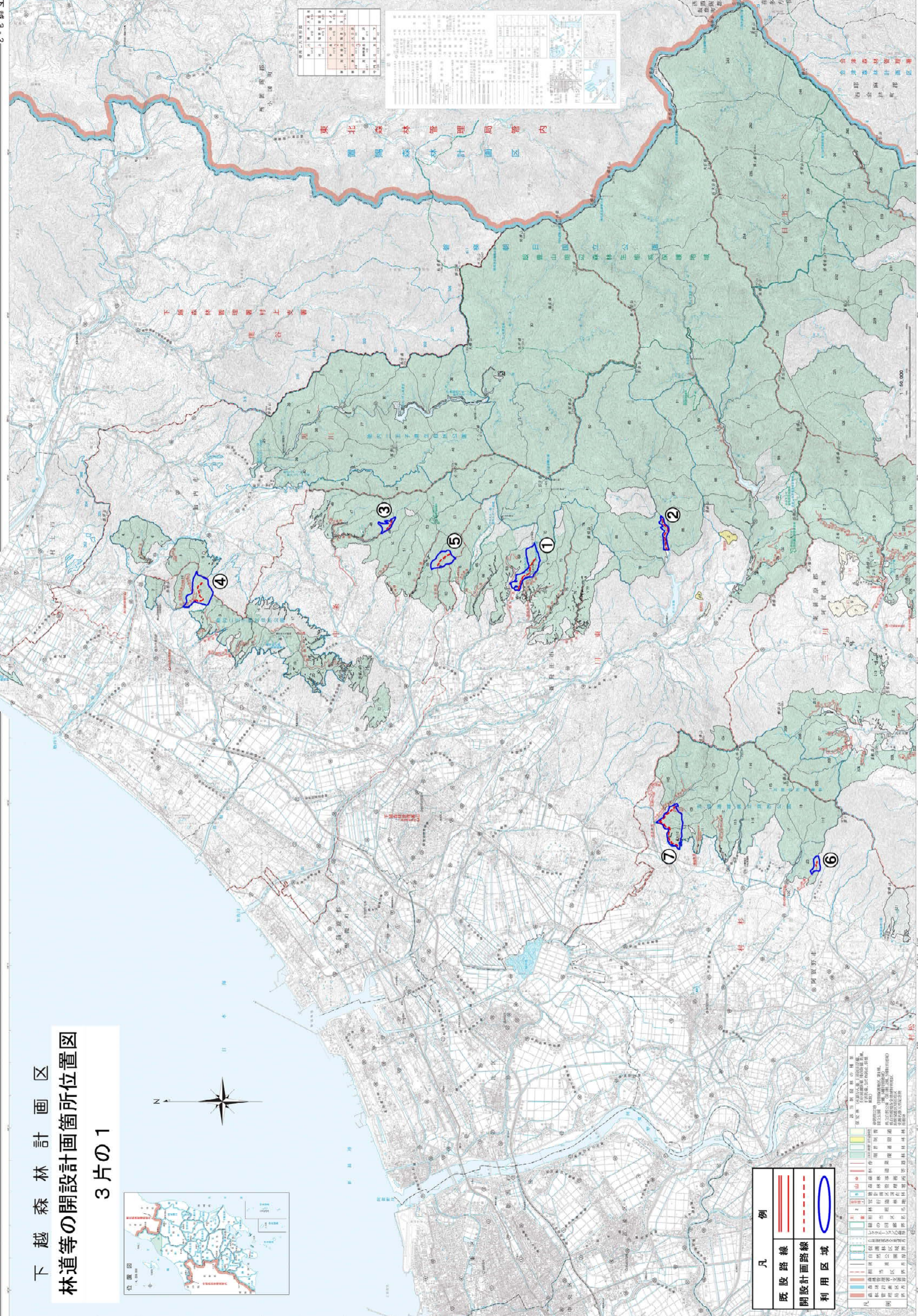
特別地域の区分	施業の方法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他の植物の採取も行わないこととする。
第1種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第2種特別地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。 2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合、自然環境局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めること。 7 皆伐法による場合、その伐区は次のとおりとする。 (1) 一伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く、保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第3種特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別表5 砂防指定地等の森林の施業

区 分	施 業 の 方 法
砂 防 指 定 地	「新潟県砂防指定地等管理条例」(平成15年3月28日新潟県条例第27号)及び「同施行規則」(平成15年3月28日新潟県規則第44号)による。
鳥 獣 保 護 区 特 別 保 護 地 区	「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和39年1月17日付け38林野計第1043号)による。
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)及び同施行令(昭和50年政令第267号)による。
特 別 母 樹 林	「林業種苗法」(昭和45年法律第89号)により、原則として禁伐。
都道府県自然環境 保全地域特別地区	「新潟県自然環境保全条例」(昭和48年4月2日新潟県条例第34条)及び同施行規則(昭和49年1月21日新潟県規則第5号)による。

下越森林計画区 林道等の開設計画箇所位置図

3片の1

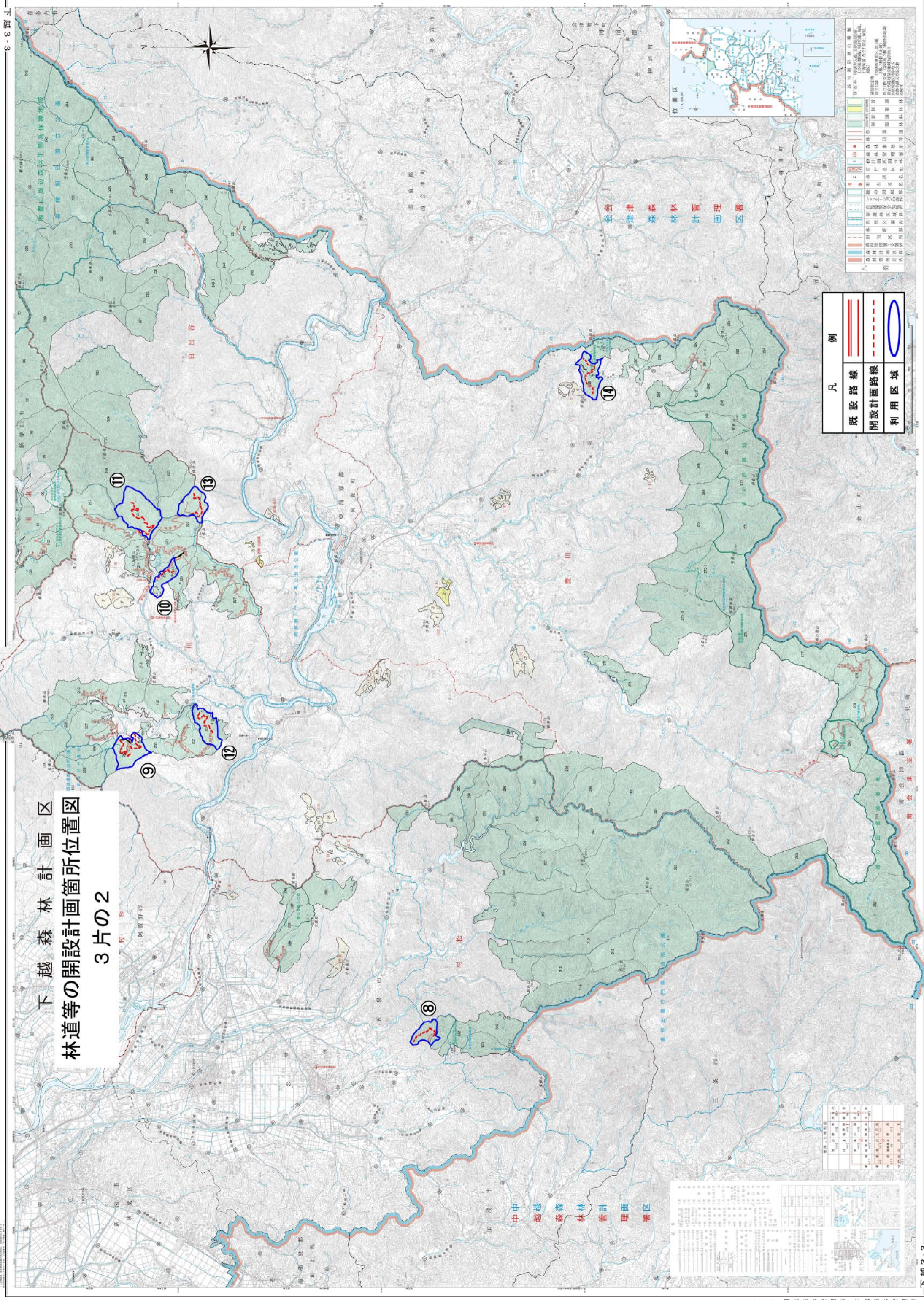


種別	面積 (ha)	割合 (%)
計	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0

種別	面積 (ha)	割合 (%)
計	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0
林道	1,112.8	100.0

凡 例	
既設路線	赤い実線
開設計画路線	赤い破線
利用区域	青い輪郭線
図記号の凡例	
林道	(Symbol)
林道	(Symbol)
林道	(Symbol)
林道	(Symbol)
林道	(Symbol)
林道	(Symbol)
林道	(Symbol)
林道	(Symbol)
林道	(Symbol)
林道	(Symbol)

下越森林計画区 林道等の開設計画箇所位置図 3片の2



会津森林計画面区

中越森林計画面区

凡 例	
	既設路線
	開設計画路線
	利用区域

林道開設計画箇所の概要		
林道番号	開設箇所	開設理由
10
11
12
13

開設計画箇所の詳細			
林道番号	開設箇所	開設理由	備考
10
11
12
13

附 属 参 考 资 料

1 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分	区域面積 ①	森 林 面 積					森林比率 ② / ① ×100	
		総数 ②	国有林 (林野庁)		国有林 (林野庁外)	民有林		
			計画対象内	計画対象外				
総 数	454,321	305,457	146,671	6	449	158,331	67.2%	
市 町 村 別 内 訳	新 潟 市	72,645	5,435	—	—	—	5,435	7.5%
	新 発 田 市	53,310	33,757	21,616	5	147	11,989	63.3%
	胎 内 市	26,489	17,449	12,320	1	—	5,128	65.9%
	五 泉 市	35,191	25,138	11,353	—	—	13,785	71.4%
	阿 賀 野 市	19,274	7,316	3,226	—	124	3,966	38.0%
	村 上 市	117,426	99,835	46,625	0	1	53,210	85.0%
	阿 賀 町	95,289	89,267	31,824	0	176	57,262	93.7%
	聖 籠 町	3,758	205	—	—	—	205	5.5%
	関 川 村	29,961	26,220	19,708	0	1	6,511	87.5%
	栗 島 浦 村	978	840	—	—	—	840	85.9%

- (注) 1. 区域面積は、国土地理院「平成30年全国都道府県市区町村別面積調」による。
 2. 民有林面積は、「新潟県資料」による。
 3. 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積。
 4. 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 地 況

ア 気 候

観 測 地	気 温 (°C)			年 間 降 水 量 (mm)	最 大 積 雪 深 (cm)	主風の方向	備 考
	最 高	最 低	年 平 均				
中 条	38.4	-5.0	14.1	2,339	56	南南西	胎内市
村 上	37.1	-6.4	13.0	2,125	52	東北東	村上市
津 川	35.7	-9.9	11.6	2,349	97	北北西	阿賀町
下 関	36.6	-8.8	12.4	2,622	87	西北西	関川村

- (注) 1. 気温・年間降水量及び主風の方向は「気象庁気象統計情報」(2014年～2018年)の
 平均値による。
 2. 最大積雪深は、新潟県降積雪資料(2014年～2018年)の最大積雪深の平均値である。
 3. 主風の方向は、最多風向による。

イ 地 勢

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

ウ 地質、土壌等

本文「I 計画の大綱」の項に記載のとおり。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区 分	区域面積	森 林	農 地			そ の 他		
			総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地	
総 数	454,321	305,847	77,462	64,187	13,275	71,012	22,085	
市 町 村 別 内 訳	新 潟 市	72,645	5,435	34,340	28,897	5,444	32,870	12,636
	新 発 田 市	53,310	33,845	11,891	10,065	1,826	7,574	2,434
	胎 内 市	26,489	17,522	4,669	3,616	1,083	4,268	1,166
	五 泉 市	31,191	25,139	5,713	4,707	1,006	4,339	1,351
	阿 賀 野 市	19,274	7,328	6,994	6,338	656	4,952	1,418
	村 上 市	117,426	99,994	8,641	6,915	1,727	8,791	1,667
	阿 賀 町	95,289	89,291	2,080	1,282	797	3,918	376
	聖 籠 町	3,758	205	1,577	1,088	489	1,976	814
	関 川 村	29,961	26,248	1,456	1,279	176	2,257	214
	粟 島 浦 村	978	840	70	0	70	68	9

- (注) 1. 森林面積は「森林計画集計面積」、他は「第129回新潟県統計年鑑2018」による。
2. 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(4) 産業別生産額

単位 金額：百万円

区 分	総生産額	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		総 額	農 業	林 業	水 産 業			
総 数	4,301,584	82,542	71,349	7,042	4,151	1,050,342	3,150,006	
市 町 村 別 内 訳	新 潟 市	3,092,222	35,348	32,408	292	2,648	601,022	2,442,414
	新 発 田 市	334,502	12,131	10,793	1,319	19	92,387	228,530
	胎 内 市	134,570	6,147	5,995	54	98	71,057	56,781
	五 泉 市	160,655	6,545	3,928	2,593	24	69,544	83,868
	阿 賀 野 市	152,993	7,065	5,096	1,969	0	73,363	71,901
	村 上 市	205,793	11,145	9,614	374	1,157	66,446	127,307
	阿 賀 町	36,797	997	689	298	10	10,367	25,273
	聖 籠 町	166,947	1,041	992	1	48	60,690	104,491
	関 川 村	15,450	1,973	1,834	139	0	5,189	8,221
	粟 島 浦 村	1,655	150	0	3	147	277	1,220

- (注) 1. 数値は、「平成28年度新潟県県民経済計算」による。
2. 総生産額は、帰属利子等を控除した額なので、内訳と一致しない。
また、輸入品に課される税等が含まれるため、産業別の合計と一致しない。
3. 四捨五入の関係で計と内訳は必ずしも一致しない。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分	就業者総数	第 1 次 産 業				第 2 次 産 業	第 3 次 産 業	
		計	農 業	林 業	漁 業			
総 数	549,602	27,671	26,773	467	421	134,453	370,845	
市 町 村 別 内 訳	新 潟 市	391,863	13,773	13,606	67	100	83,531	280,010
	新 発 田 市	48,890	3,286	3,214	62	10	14,165	30,484
	胎 内 市	14,838	1,528	1,504	14	10	5,264	7,923
	五 泉 市	25,897	2,176	2,138	31	7	9,537	14,098
	阿 賀 野 市	22,325	2,106	2,083	22	1	7,438	12,153
	村 上 市	30,337	3,021	2,581	191	249	9,507	17,582
	阿 賀 町	5,122	456	395	58	3	1,640	3,014
	聖 籠 町	7,056	666	651	1	4	2,454	3,887
	関 川 村	3,011	588	567	21	-	899	1,520
	栗 島 浦 村	263	71	34	0	37	18	174

- (注) 1. 総務省統計局「平成27年国勢調査報告書（総務省統計局）」による。
2. 分類不能の産業があることから総数と内訳は必ずしも一致しない。

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

単位：面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

区分	総数			1 齢級			2 齢級			3 齢級			4 齢級						
	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量				
総数	146,680.91	12,623	110	54.20			56.60	2	1	128.42			393.94	25	2				
立木地	総数	総数	101,918.53	12,469	110	54.20				56.60	2	1	128.42			393.94	25	2	
		針	13,673.16	3,426	58	40.01				56.21	2	1	87.35			115.78	11	1	
		広	88,245.37	9,043	52	14.19				0.39			41.07			278.16	14	1	
	総数	総数	12,847.28	3,395	68	40.01				56.21	2	1	99.36			114.53	8	1	
		針	10,660.42	2,860	55	40.01				56.21	2	1	87.35			114.53	8	1	
		広	2,186.86	535	13								12.01						
	人工林 育成	単層林 総数	11,967.24	3,124	63	23.43				56.21	2	1	86.76			100.40	7	1	
		針	10,103.74	2,682	52	23.43				56.21	2	1	84.82			100.40	7	1	
		広	1,863.50	441	11								1.94						
	育成 複層林	総数	(58.09)																
		針	880.04	271	5	16.58							12.60			14.13	1		
		広	556.68	178	3	16.58							2.53			14.13	1		
	天然林	総数	総数	89,071.25	9,074	42	14.19				0.39			29.06			279.41	17	1
			針	3,012.74	566	3											1.25	3	
			広	86,058.51	8,509	38	14.19				0.39			29.06			278.16	14	1
育成 単層林		総数	527.58	97	1	0.18							5.56			26.31	1		
		針	221.78	62	1											1.25			
		広	305.80	35	1	0.18							5.56			25.06			
育成 複層林		総数	3,016.34	515	9								20.35			140.66	7		
		針	454.55	124	1												2		
		広	2,561.79	391	8								20.35			140.66	6		
天然生		総数	85,527.33	8,463	31	14.01				0.39			3.15			112.44	9		
		針	2,336.41	380	1												1		
		広	83,190.92	8,083	30	14.01				0.39			3.15			112.44	8		
竹林																			
無立木地	44,762.38	154																	

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha, 材積：立木は千m3 立竹は千束 成長量：千m3

5 齢級			6 齢級			7 齢級			8 齢級			9 齢級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
662.71	48	3	415.37	53	3	814.30	132	5	1,503.57	302	10	2,427.48	566	15
662.71	48	3	415.37	53	3	814.30	132	5	1,503.57	302	10	2,427.48	566	15
216.83	24	2	314.19	47	3	531.70	104	4	969.22	227	7	1,568.37	428	10
445.88	25	1	101.18	6		282.60	28	1	534.35	75	3	859.11	138	5
217.03	23	2	318.77	47	3	572.42	112	5	1,126.82	262	8	1,852.78	494	13
215.05	23	2	312.78	46	3	527.77	103	4	948.04	222	7	1,513.21	411	10
1.98			5.99	1		44.65	8		178.78	40	2	339.57	83	3
206.91	22	2	313.29	47	3	568.49	111	5	1,095.24	253	8	1,753.98	465	12
204.93	22	2	307.96	46	3	524.83	103	4	926.61	216	6	1,449.16	392	10
1.98			5.33	1		43.66	8		168.63	37	1	304.82	74	3
												(0.96)		
10.12	1		5.48	1		3.93	1		31.58	9		98.80	29	1
10.12	1		4.82	1		2.94	1		21.43	6		64.05	20	
			0.66			0.99			10.15	3		34.75	10	
445.68	25	1	96.60	5		241.88	20	1	376.75	41	1	574.70	72	2
1.78	1		1.41			3.93	1		21.18	5		55.16	16	
443.90	24	1	95.19	5		237.95	19	1	355.57	35	1	519.54	55	2
30.76	1		42.01	2		22.39	1		5.68	1		32.46	7	
1.78						2.14			1.43			24.03	6	
28.98	1		42.01	2		20.25	1		4.25			8.43	2	
149.57	7		4.55	1		16.97	3		260.90	31	1	343.90	47	1
			1.41			1.79			19.51	5		30.77	10	
149.57	7		3.14			15.18	2		241.39	26	1	313.13	37	1
265.35	17	1	50.04	3		202.52	16		110.17	9		198.34	17	1
									0.24			0.36		
265.35	17	1	50.04	3		202.52	16		109.93	9		197.98	17	1

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha, 材積：立木は千m3 立竹は千束 成長量：千m3

1 0 齡級			1 1 齡級			1 2 齡級			1 3 齡級			1 4 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
3,278.36	725	15	3,918.70	667	12	3,995.49	591	9	5,146.97	771	9	4,361.77	712	8
3,278.36	725	15	3,918.70	667	12	3,995.49	591	9	5,146.97	771	9	4,361.77	712	8
1,976.82	540	10	1,525.34	446	7	1,214.26	367	5	1,419.47	408	4	714.99	223	2
1,301.54	186	5	2,393.36	221	5	2,781.23	224	4	3,727.50	363	5	3,646.78	490	6
2,340.96	639	13	1,765.10	504	9	1,335.87	408	6	1,522.31	426	5	723.00	226	2
1,905.12	524	10	1,438.93	420	7	1,116.12	342	4	1,253.45	366	4	592.28	193	2
435.84	115	3	326.17	84	2	219.75	67	1	268.86	60	1	130.72	33	
2,156.13	576	12	1,682.67	485	8	1,176.36	342	5	1,409.19	393	4	670.23	208	2
1,788.28	484	9	1,389.14	408	6	1,015.66	300	4	1,186.69	346	4	560.12	181	2
367.85	92	3	293.53	77	2	160.70	42	1	222.50	48	1	110.11	28	
									(11.14)			(10.13)		
184.83	64	1	82.43	19		159.51	66	1	113.12	33		52.77	18	
116.84	41	1	49.79	12		100.46	42	1	66.76	20		32.16	12	
67.99	23	1	32.64	6		59.05	25		46.36	13		20.61	5	
937.40	86	2	2,153.60	163	3	2,659.62	183	3	3,624.66	345	4	3,638.77	486	6
71.70	15		86.41	26		98.14	25		166.02	42		122.71	29	
865.70	71	2	2,067.19	137	3	2,561.48	158	3	3,458.64	303	4	3,516.06	457	6
33.84	5		52.86	13		32.17	9		106.06	22		31.39	10	
18.33	3		36.48	11		27.24	8		50.54	13		17.77	7	
15.51	2		16.38	2		4.93	1		55.52	9		13.62	3	
248.86	42	1	157.94	46	1	203.09	49	1	417.11	84	1	222.91	45	1
49.36	11		44.65	13		51.14	14		84.27	21		49.66	12	
199.50	31	1	113.29	33	1	151.95	34	1	332.84	62	1	173.25	33	
654.70	39	1	1,942.80	104	2	2,424.36	125	2	3,101.49	239	3	3,384.47	431	5
4.01	1		5.28	2		19.76	3		31.21	8		55.28	11	
650.69	38	1	1,937.52	102	2	2,404.60	122	2	3,070.28	231	3	3,329.19	420	5

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

1 5 齡級			1 6 齡級			1 7 齡級			1 8 齡級			1 9 齡級		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
5,546.23	590	6	3,802.47	496	4	3,588.52	367	2	2,140.60	295	2	3,298.04	386	2
5,546.23	590	6	3,802.47	496	4	3,588.52	367	2	2,140.60	295	2	3,298.04	386	2
212.01	71	1	219.22	82	1	150.07	44		147.20	57		129.93	38	
5,334.22	518	5	3,583.25	414	3	3,438.45	323	2	1,993.40	238	2	3,168.11	348	2
91.84	33		182.68	62		125.80	39		118.21	43		39.42	16	
72.56	28		118.69	49		77.35	29		83.63	36		31.43	15	
19.28	5		63.99	13		48.45	10		34.58	6		7.99	2	
89.17	31		173.27	57		116.66	36		88.74	34		35.01	15	
70.96	27		113.13	45		71.50	26		67.22	31		28.68	13	
18.21	5		60.14	12		45.16	9		21.52	3		6.33	1	
(5.40)			(13.69)			(3.20)			(2.38)			(1.12)		
2.67	1		9.41	5		9.14	4		29.47	8		4.41	2	
1.60	1		5.56	4		5.85	3		16.41	5		2.75	1	
1.07			3.85	1		3.29	1		13.06	3		1.66		
5,454.39	557	5	3,619.79	434	3	3,462.72	327	2	2,022.39	252	2	3,258.62	370	2
139.45	44		100.53	32		72.72	14		63.57	21		98.50	24	
5,314.94	513	5	3,519.26	402	3	3,390.00	313	2	1,958.82	231	1	3,160.12	346	2
46.43	13		32.47	7		1.90			1.92	1		5.43	1	
20.16	8		5.43	2		1.42			1.54	1				
26.27	5		27.04	6		0.48			0.38			5.43	1	
77.88	18		122.62	26		54.16	9		85.12	17		152.04	25	
12.35	4		15.52	7		5.14	2		15.65	4		21.55	5	
65.53	13		107.10	19		49.02	7		69.47	13		130.49	20	
5,330.08	527	5	3,464.70	401	3	3,406.66	318	2	1,935.35	235	1	3,101.15	344	2
106.94	31		79.58	24		66.16	13		46.38	16		76.95	18	
5,223.14	495	5	3,385.12	377	3	3,340.50	306	2	1,888.97	219	1	3,024.20	326	2

(注) 1. 人工林及び天然林で点生木のための林分については、本表の集計には含まれていない。

2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。

3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

単位：面積：ha, 材積：立木は千m³ 立竹は千束 成長量：千m³

20 齡級			21 齡級以上		
面積	材積	成長量	面積	材積	成長量
935.56	124	1	55,449.23	5,616	2
935.56	124	1	55,449.23	5,616	2
75.54	19		1,988.65	287	
860.02	105	1	53,460.58	5,328	1
44.73	9		159.43	40	
26.59	7		129.32	34	
18.14	2		30.11	6	
39.02	8		126.08	31	
23.55	6		110.46	28	
15.47	2		15.62	3	
			(10.07)		
5.71	2		33.35	9	
3.04	1		18.86	5	
2.67	1		14.49	3	
890.83	115	1	55,289.80	5,576	1
48.95	13		1,859.33	254	
841.88	102	1	53,430.47	5,322	1
2.44			15.32	3	
1.89			10.35	2	
0.55			4.97	1	
77.84	14		259.87	44	
7.90	2		43.88	10	
69.94	12		215.99	34	
810.55	100	1	55,014.61	5,529	1
39.16	10		1,805.10	242	
771.39	90		53,209.51	5,287	1

- (注) 1. 人工林及び天然林で点生木のみの林分については、本表の集計には含まれていない。
 2. 竹林の集計値については、総計欄には含まれていない。
 3. () は、人工林の育成複層林の上、中層木の面積で外書。

(2) 制限林普通林森林資源表

(面積：h a, 材積：m³、成長量：m³/年)

区分	立木地								無立木地等					計			
	人工林			天然林					竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植 予定地		林地以外 の地	計	
	育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計										
制限林	面積	針	7,554.91	525.78	8,080.69	207.35	360.56	2,290.69	2,858.60		10,939.29						
		広	1,365.61	307.95	1,673.56	135.13	1,798.19	79,375.94	81,309.26		82,982.82						
		計	8,920.52	833.73	9,754.25	342.48	2,158.75	81,666.63	84,167.86		93,922.11	13.29			44,135.53	44,148.82	138,070.93
	材積	針	1,989,239	168,073	2,157,312	58,221	97,343	368,856	524,420		2,681,732				17,604	17,604	2,699,336
		広	331,803	89,070	420,873	13,129	313,409	7,658,209	7,984,747		8,405,620				136,242	136,242	8,541,862
		計	2,321,042	257,143	2,578,185	71,350	410,752	8,027,065	8,509,167		11,087,352				153,846	153,846	11,241,198
	成長量	針	39,387.3	2,783.5	42,170.8	609.6	1,141.4	955.5	2,706.5		44,877.3						44,877.3
		広	8,668.5	1,979.9	10,648.4	299.3	5,750.2	25,332.3	31,381.8		42,030.2						42,030.2
		計	48,055.8	4,763.4	52,819.2	908.9	6,891.6	26,287.8	34,088.3		86,907.5						86,907.5
普通林	面積	針	2,539.25	30.90	2,570.15	14.43	93.99	45.72	154.14		2,724.29						
		広	497.89	15.41	513.30	170.67	763.60	3,814.98	4,749.25		5,262.55						
		計	3,037.14	46.31	3,083.45	185.10	857.59	3,860.70	4,903.39		7,986.84	30.15			583.41	613.56	8,600.40
	材積	針	693,034	9,454	702,488	3,542	26,785	10,978	41,305		743,793				50	50	743,843
		広	109,498	4,381	113,879	21,837	77,361	424,698	523,896		637,775				330	330	638,105
		計	802,532	13,835	816,367	25,379	104,146	435,676	565,201		1,381,568				380	380	1,381,948
	成長量	針	12,736.1	109.7	12,845.8	41.5	342.0	37.4	420.9		13,266.7						13,266.7
		広	2,603.3	68.0	2,671.3	434.4	1,844.5	4,735.8	7,014.7		9,686.0						9,686.0
		計	15,339.4	177.7	15,517.1	475.9	2,186.5	4,773.2	7,435.6		22,952.7						22,952.7
計	面積	針	10,094.16	556.68	10,650.84	221.78	454.55	2,336.41	3,012.74		13,663.58						
		広	1,863.50	323.36	2,186.86	305.80	2,561.79	83,190.92	86,058.51		88,245.37						
		計	11,957.66	880.04	12,837.70	527.58	3,016.34	85,527.33	89,071.25		101,908.95	43.44			44,718.94	44,762.38	146,671.33
	材積	針	2,682,273	177,527	2,859,800	61,763	124,128	379,834	565,725		3,425,525				17,654	17,654	3,443,179
		広	441,301	93,451	534,752	34,966	390,770	8,082,907	8,508,643		9,043,395				136,572	136,572	9,179,967
		計	3,123,574	270,978	3,394,552	96,729	514,898	8,462,741	9,074,368		12,468,920				154,226	154,226	12,623,146
	成長量	針	52,123.4	2,893.2	55,016.6	651.1	1,483.4	992.9	3,127.4		58,144.0						58,144.0
		広	11,271.8	2,047.9	13,319.7	733.7	7,594.7	30,068.1	38,396.5		51,716.2						51,716.2
		計	63,395.2	4,941.1	68,336.3	1,384.8	9,078.1	31,061.0	41,523.9		109,860.2						109,860.2

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 竹林の集計値については、立木地の計欄及び立木地と無立木地等の合計欄には含まれていない。

(3) 市町村別森林資源表

(面積：ha、材積：m³、成長量：m³/年)

市町村	区分	立木地								無立木地等					計			
		人工林			天然林				竹林	計	伐採跡地	未立木地	改植予定地			計		
		育成単層林	育成複層林	計	育成単層林	育成複層林	天然生林	計					林地以外の土	計				
新発田市	面積	針	1,840.60	59.25	1,899.85	121.73	37.47	220.57	379.77		2,279.62							
		広	341.14	36.88	378.02	15.10	275.63	12,809.85	13,100.58		13,478.60							
		計	2,181.74	96.13	2,277.87	136.83	313.10	13,030.42	13,480.35		15,758.22	5.12			5,852.71	5,857.83	21,616.05	
	材積	針	498,239	16,068	514,307	32,404	12,484	57,364	102,252		616,559				230	230	616,789	
		広	80,940	7,704	88,644	2,357	36,047	864,567	902,971		991,615				11,999	11,999	1,003,614	
		計	579,179	23,772	602,951	34,761	48,531	921,931	1,005,223		1,608,174				12,229	12,229	1,620,403	
	成長量	針	9,427.1	186.4	9,613.5	379.8	103.3	161.8	644.9		10,258.4						10,258.4	
		広	1,924.3	124.4	2,048.7	38.4	445.8	4,160.6	4,644.8		6,693.5						6,693.5	
		計	11,351.4	310.8	11,662.2	418.2	549.1	4,322.4	5,289.7		16,951.9						16,951.9	
村上市	面積	針	2,630.83	231.38	2,862.21	6.55	162.06	175.78	344.39		3,206.60							
		広	517.32	149.38	666.70	100.32	1,144.38	24,442.42	25,687.12		26,353.82							
		計	3,148.15	380.76	3,528.91	106.87	1,306.44	24,618.20	26,031.51		29,560.42	25.79			17,038.43	17,064.22	46,624.64	
	材積	針	723,925	94,713	818,638	1,329	46,416	50,955	98,700		917,338				610	610	917,948	
		広	149,030	56,067	205,097	7,320	153,638	3,195,152	3,356,110		3,561,207				46,305	46,305	3,607,512	
		計	872,955	150,780	1,023,735	8,649	200,054	3,246,107	3,454,810		4,478,545				46,915	46,915	4,525,460	
	成長量	針	15,107.3	1,574.7	16,682.0	16.1	674.6	60.9	751.6		17,433.6						17,433.6	
		広	4,005.9	1,301.9	5,307.8	212.9	3,700.5	8,800.8	12,714.2		18,022.0						18,022.0	
		計	19,113.2	2,876.6	21,989.8	229.0	4,375.1	8,861.7	13,465.8		35,455.6						35,455.6	
五泉市	面積	針	277.74	35.60	313.34	2.72	9.63	286.35	298.70		612.04							
		広	43.44	24.13	67.57	0.63	83.70	5,332.65	5,416.98		5,484.55							
		計	321.18	59.73	380.91	3.35	93.33	5,619.00	5,715.68		6,096.59				5,256.73	5,256.73	11,353.32	
	材積	針	73,540	8,398	81,938	424	2,323	25,374	28,121		110,059				6,000	6,000	116,059	
		広	7,640	4,248	11,888	121	11,848	470,219	482,188		494,076				7,870	7,870	501,946	
		計	81,180	12,646	93,826	545	14,171	495,593	510,309		604,135				13,870	13,870	618,005	
	成長量	針	1,086.8	138.0	1,224.8	14.1	15.9	25.9	55.9		1,280.7						1,280.7	
		広	149.6	81.7	231.3	1.6	116.0	1,105.3	1,222.9		1,454.2						1,454.2	
		計	1,236.4	219.7	1,456.1	15.7	131.9	1,131.2	1,278.8		2,734.9						2,734.9	
阿賀野市	面積	針	756.62	56.58	813.20	26.67	22.85	94.96	144.48		957.68							
		広	30.24	14.66	44.90	0.45	71.13	2,016.92	2,088.50		2,133.40							
		計	786.86	71.24	858.10	27.12	93.98	2,111.88	2,232.98		3,091.08	0.28			134.54	134.82	3,225.90	
	材積	針	199,768	15,533	215,301	10,642	5,358	27,271	43,271		258,572				32	32	258,604	
		広	6,387	4,133	10,520	81	9,429	247,582	257,092		267,612				60	60	267,672	
		計	206,155	19,666	225,821	10,723	14,787	274,853	300,363		526,184				92	92	526,276	
	成長量	針	3,927.6	274.6	4,202.2	97.2	38.9	160.5	296.6		4,498.8						4,498.8	
		広	117.6	71.6	189.2	0.9	143.1	2,426.6	2,570.6		2,759.8						2,759.8	
		計	4,045.2	346.2	4,391.4	98.1	182.0	2,587.1	2,867.2		7,258.6						7,258.6	
胎内市	面積	針	395.84	51.70	447.54	19.77	45.20	195.34	260.31		707.85							
		広	58.07	25.63	83.70	9.20	125.29	9,775.25	9,909.74		9,993.44							
		計	453.91	77.33	531.24	28.97	170.49	9,970.59	10,170.05		10,701.29				1,618.37	1,618.37	12,319.66	
	材積	針	103,317	13,333	116,650	7,257	11,209	33,666	52,132		168,782						168,782	
		広	12,913	5,978	18,891	1,265	28,582	682,739	712,586		731,477				260	260	731,737	
		計	116,230	19,311	135,541	8,522	39,791	716,405	764,718		900,259				260	260	900,519	
	成長量	針	1,888.8	290.8	2,179.6	51.3	104.3	104.5	260.1		2,439.7						2,439.7	
		広	265.2	150.6	415.8	17.9	433.4	2,363.5	2,814.8		3,230.6						3,230.6	
		計	2,154.0	441.4	2,595.4	69.2	537.7	2,468.0	3,074.9		5,670.3						5,670.3	

注1 人工林及び天然林で点生木のみの林分の面積については、本表の集計には含まれていない。

注2 複層林は下層木のみを対象とする。

														(面積：ha、材積：m ³ 、成長量：m ³ /年)		
阿賀町	面積	針	2,736.08	85.28	2,821.36	41.03	83.79	1,310.85	1,435.67		4,257.03					
		広	578.14	48.12	626.26	37.36	427.60	15,641.08	16,106.04		16,732.30					
		計	3,314.22	133.40	3,447.62	78.39	511.39	16,951.93	17,541.71		20,989.33	12.25	10,822.68	10,834.93	31,824.26	
	材積	針	675.587	18.992	694.579	8.709	20.625	172.931	202.265		896.844		7.582	7.582	904.426	
		広	105.175	10.094	115.269	5.973	84.984	1,430.338	1,521.295		1,636.564		18.278	18.278	1,654.842	
		計	780.762	29.086	809.848	14.682	105.609	1,603.269	1,723.560		2,533.408		25.860	25.860	2,559.268	
	成長量	針	12,442.1	291.5	12,733.6	83.9	314.6	405.0	803.5		13,537.1				13,537.1	
		広	2,690.3	223.7	2,914.0	90.0	1,589.1	5,016.1	6,695.2		9,609.2				9,609.2	
		計	15,132.4	515.2	15,647.6	173.9	1,903.7	5,421.1	7,498.7		23,146.3				23,146.3	
関川村	面積	針	1,456.45	36.89	1,493.34	3.31	93.55	52.56		149.42						
		広	295.15	24.56	319.71	142.74	434.06	13,172.75	13,749.55		14,069.26					
		計	1,751.60	61.45	1,813.05	146.05	527.61	13,225.31	13,898.97		15,712.02		3,995.48	3,995.48	19,707.50	
	材積	針	407.897	10.490	418.387	998	25.713	12.273	38.984		457.371		3.200	3.200	460.571	
		広	79,216	5,227	84,443	17,849	66,242	1,192,310	1,276,401		1,360,844		51,800	51,800	1,412,644	
		計	487,113	15,717	502,830	18,847	91,955	1,204,583	1,315,385		1,818,215		55,000	55,000	1,873,215	
	成長量	針	8,243.7	137.2	8,380.9	8.7	231.8	74.3	314.8		8,695.7				8,695.7	
		広	2,118.9	94.0	2,212.9	372.0	1,166.8	6,195.2	7,734.0		9,946.9				9,946.9	
		計	10,362.6	231.2	10,593.8	380.7	1,398.6	6,269.5	8,048.8		18,642.6				18,642.6	
森林計画計	面積	針														
		広														
		計														
	材積	針														
		広														
		計														
	成長量	針														
		広														
		計														
森林計画計	面積	針	10,094.16	556.68	10,650.84	221.78	454.55	2,336.41	3,012.74		13,663.58					
		広	1,863.50	323.36	2,186.86	305.80	2,561.79	83,190.92	86,058.51		88,245.37					
		計	11,957.66	880.04	12,837.70	527.58	3,016.34	85,527.33	89,071.25		101,908.95	43.44	44,718.94	44,762.38	146,671.33	
	材積	針	2,682.273	177.527	2,859.800	61.763	124.128	379.834	565.725		3,425.525		17.654	17.654	3,443.179	
		広	441,301	93.451	534,752	34,966	390,770	8,082,907	8,508,643		9,043,395		136,572	136,572	9,179,967	
		計	3,123,574	270,978	3,394,552	96,729	514,898	8,462,741	9,074,368		12,468,920		154,226	154,226	12,623,146	
	成長量	針	52,123.4	2,893.2	55,016.6	651.1	1,483.4	992.9	3,127.4		58,144.0				58,144.0	
		広	11,271.8	2,047.9	13,319.7	733.7	7,594.7	30,068.1	38,396.5		51,716.2				51,716.2	
		計	63,395.2	4,941.1	68,336.3	1,384.8	9,078.1	31,061.0	41,523.9		109,860.2				109,860.2	
注1 人工林及び天然林で点生木のみ林分の面積については、本表の集計には含まれていない。																
注2 複層林は下層木のみを対象とする。																

(4)制限林の種類別面積

(単位 : ha)

区分	市町村											
	新発田市	村上市	五泉市	阿賀野市	胎内市	阿賀町						
保安林	水源かん養保安林	17,795.11	38,515.61	11,133.35	1,442.00	9,542.07	29,698.74					
	土砂流出防備保安林	2,275.81	(1,131.09)	2,944.31	(4.89)	37.25	586.25	2,330.50	1,004.70			
	土砂崩壊防備保安林	32.45	44.68					44.39	26.25			
	飛砂防備保安林							34.15				
	防風保安林		258.53									
	水害防備保安林											
	潮害防備保安林											
	干害防備保安林	53.38	42.48					10.23	27.92			
	防雪保安林											
	防霧保安林											
	なだれ防止保安林		(4.47)							58.60		
	落石防止保安林											
	防火保安林											
	魚つき保安林											
	航行目標保安林											
	保健保安林		(258.52)		31.03	(498.85)	346.37	(34.15)	(310.75)	34.27		
	風致保安林	0.31										
	計	20,157.06	(1,394.08)	41,805.61	(4.89)	11,201.63	(498.85)	2,374.62	(34.15)	11,961.34	(310.75)	30,850.48
	保安施設地区											
砂防指定地	13.92	(0.03)	24.90	(0.22)		(0.14)	1.37	(180.89)	9.16		5.39	
国立公園	特別保護地区	(2,063.16)	(4,285.29)					(41.73)	(4,417.00)			
	第一種特別地域	(2,811.43)	0.04	(4,545.65)				(5,842.17)				
	第二種特別地域	(1,296.03)	0.52	(2,316.22)					(434.90)			
	第三種特別地域			(9,907.59)	19.91				(2,071.10)	6.76		
	地種区分未定地域											
計	(6,170.62)	0.56	(21,054.75)	19.91				(5,883.90)	(6,923.00)	6.76		
国定公園	特別保護地区											
	第一種特別地域											
	第二種特別地域											
	第三種特別地域											
	地種区分未定地域											
計												
都道府県立自然公園	第一種特別地域	(116.69)				(121.12)						
	第二種特別地域	(2,430.71)	27.11	(62.44)	0.26	(3,574.97)	0.44	(999.44)	(567.67)			
	第三種特別地域	(2,139.05)	187.58	(21.65)	38.48	(4,803.60)	0.02	(1,255.43)	655.56	(4,426.95)	331.40	
	地種区分未定地域											
計	(4,686.45)	214.69	(84.09)	38.74	(8,378.57)	0.02	(2,375.99)	656.00	(4,426.95)	331.40	(627.17)	14.29
原生自然環境保全地域												
自然環境保全地域特別地区												
都道府県自然環境保全地域特別地区	54.45	(150.56)	1.21						(421.77)			
鳥獣保護区特別保護地区		(4,050.20)										
緑地保全地区												
風致地区												
特別母樹林	3.00								(3.18)			
史跡名勝天然記念物	(116.69)		52.99					(4.13)	0.02			
種の保存法による管理地区												
その他												
合計	(10,973.76)	20,443.68	(26,733.71)	41,943.36	(8,383.68)	11,201.65	(2,874.98)	3,031.99	(10,530.02)	12,301.92	(8,285.87)	30,876.92

注 () は、他の制限林と重複する面積で外書。

(単位 : ha)

市町村			
関川村	合計		
	13,984.84		122,111.72
	3,990.68	(1,135.98)	13,169.50
			147.77
			34.15
			258.53
	26.07		160.08
		(4.47)	58.60
		(1,102.27)	411.67
			0.31
	18,001.59	(2,242.72)	136,352.33
(0.35)	0.01	(181.63)	54.75
		(10,807.18)	
(1,425.42)		(14,624.67)	0.04
(3.08)	37.58	(4,050.23)	38.10
(2,026.71)	232.23	(14,005.40)	258.90
(3,455.21)	269.81	(43,487.48)	297.04
		(237.81)	
		(7,635.23)	27.81
		(12,706.18)	1,227.33
		(20,579.22)	1,255.14
		(572.33)	55.66
		(4,050.20)	
		(3.18)	3.00
		(120.82)	53.01
(3,455.56)	18,271.41	(71,237.58)	138,070.93

注 () は、他の制限林と重複する面積で外書。

(5) 樹種別材積表

単位 材積：千m³

樹種 林種	総 数	樹種						
		針葉樹計	ス ギ	ヒ ノ キ	アカマツ	カラマツ	ヒメコ マ ツ	その他 針葉樹
総 数	12,470	3,427	2,542	14	595	7	115	155
人 工 林	3,396	2,861	2,459	11	378	6	0	7
天 然 林	9,074	566	83	2	217	1	115	148

樹種 林種	広葉樹計	樹種						
		ブ ナ	イヌブナ	ケ ヤ キ	コ ナ ラ	ミズナラ	クヌギ	その他 広葉樹
総 数	9,043	3,291	0	2	358	364	1	5,029
人 工 林	535	0	0	1	0	1	—	533
天 然 林	8,509	3,290		1	357	364	1	4,496

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(6) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

種 類		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数		164	1
市 町 村 別 内 訳	新 発 田 市	36	—
	胎 内 市	26	1
	五 泉 市	15	—
	阿 賀 野 市	2	—
	阿 賀 町	84	—

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(7) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類	生物の害					森林火災					その他の害				
	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30	H26	H27	H28	H29	H30
総 数	6	1	11	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 林業の動向

(1) 森林組合及び生産森林組合の現況

単位 員数：人 金額：千円 面積：ha

市町村別	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
総数	6 組合	7,102	4	359,249	85,753	
森 林 組 合	新発田市	さくら	1,484	—	56,384	8,359
	五泉市	中蒲みどり	989	—	35,695	3,110
	村上市	村上市	924	1	88,689	16,648
		いわふね	1,546	—	27,476	22,485
	阿賀町	東蒲原郡	1,645	2	124,649	31,551
	関川村	関川村	514	1	26,356	3,600
総数	6 6 組合	3,250	1	644,917	19,050	
生 産 組 合	新発田市	上荒沢	—	—	—	—
	〃	荒川	81	—	16,473	337
	〃	田貝山	140	—	6,293	31
	五泉市	大登	177	—	3,540	107
	〃	下戸倉	52	—	9,295	376
	〃	上戸倉	59	—	10,962	183
	〃	小山田	47	—	4,428	27
	阿賀野市	大平	159	—	8,025	88
	胎内市	宮久	15	—	9,645	48
	〃	黒俣	—	—	—	—
	〃	夏井	—	—	—	—
	〃	下館	53	—	5,364	18
	〃	坂井	81	—	48,711	113

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考	
生	阿賀町	細越	45	—	2,700	110		
	〃	小花地	15	—	4,700	145		
	〃	五十沢	63	—	6,400	895		
	〃	鹿瀬	99	—	10,135	585		
	〃	当麻	46	—	7,500	227		
	〃	岩谷	33	—	1,650	85		
	〃	吉津	44	—	2,640	38		
	〃	水沢	30	—	5,770	705		
産	〃	室谷	31	—	1,320	3,057		
	〃	福取	18	—	6,080	77		
	〃	花立	10	—	8,200	205		
	〃	中ノ沢	17	—	850	79		
	組	〃	角島	17	—	8,670	149	
		〃	綱木	92	—	3,737	175	
		〃	谷沢	171	1	8,550	2,139	
		〃	八ツ田	23	—	5,190	9	
合		〃	五十島	94	—	6,548	691	
		〃	両鹿瀬	154	—	48,274	909	
		〃	川口	16	—	1,020	52	
		〃	平堀	46	—	15,980	87	
	〃	京ノ瀬	15	—	8,300	126		
	〃	大牧	32	—	16,320	345		

市町村別	組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考	
生	阿賀町	麦生野	37	—	7,995	99	
	〃	荒沢	—	—	—	—	
	〃	深戸	31	—	9,660	211	
	〃	菱潟	36	—	9,500	422	
	〃	石戸	26	—	58,264	238	
	産	村上市	大須戸	—	—	—	—
		〃	関口	90	—	9,378	290
		〃	薦川	16	—	20,604	445
		〃	下関	100	—	5,151	23
		〃	山熊田	—	—	—	—
〃		中継	83	—	8,300	349	
〃		小保	—	—	—	—	
組		〃	羽下ヶ淵	40	—	7,000	90
		〃	高根	158	—	41,404	3,570
		〃	有明	61	—	3,050	67
	〃	飯岡	37	—	1,110	104	
	合	〃	桃川	108	—	6,300	273
		〃	志田平	—	—	—	—
		〃	七湊	67	—	1,608	0
		〃	里本庄	14	—	1,800	47
		〃	下助渕	32	—	768	49

市町村別		組合名	組合員数	常勤役 職員数	出資金 総額	組合員所有 (又は組合経営) 森林面積	備考
生 産 組 合	村上市	殿岡	33	—	1,575	92	
	〃	上助渕	31	—	1,760	68	
	〃	南大平	—	—	—	—	
	〃	小出	40	—	2,740	63	
	〃	指合	26	—	1,859	93	
	〃	中原	—	—	—	—	
	〃	三ヶ字	—	—	—	—	
	〃	小須戸	56	—	19,140	46	
	〃	柏尾	72	—	72,792	55	
	〃	関川村	上関	81	—	49,889	138

(注) 「新潟県内森林組合の現状－平成29年度森林組合一斉調査結果－」(新潟県林政課)による。

(2) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区 分	造 林 業	素 材 生産業	木材卸売業 (うち素材 市売市場)	木材・木製品製造業		そ の 他 (家具・建具)	
				製造業	その他		
総 数	29	35	2	67	17	1	
市 町 村 別 内 訳	新 潟 市	1	3	1	17	6	1
	新 発 田 市	1	0	0	6	0	0
	胎 内 市	2	3	0	7	0	0
	五 泉 市	3	1	1	5	0	0
	阿 賀 野 市	0	2	0	11	1	0
	村 上 市	15	18	0	15	6	0
	阿 賀 町	6	6	0	1	1	0
	聖 籠 町	0	0	0	4	2	0
	関 川 村	1	2	0	1	1	0
	粟 島 浦 村	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 造林業については、「2015年世界農林業センサス」による。

2. 素材生産業、木材・木製品製造業及びその他については「新潟県木材組合連合会資料」による。

(3) 林業労働力の概況

当計画区の林業就業者の推移については、次のとおりである。

単位 人数：人

調査年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
労働者数	465	233	525	467

(注) 総務省統計局「国勢調査報告書」による。

(4) 林業機械化の概況

当計画区内における林業機械の保有状況は次のとおりである。

単位：台

集材機	トラクタ	林内作業車	フェラーバンチャ	プロセッサ	ハーベスタ
38	8	17	0	4	5

フォワーダ	タワヤーダ	スイングヤーダ	スキッダ
12	0	3	0

(注) 「平成29年度林業機械保有状況調査」(新潟県)による。

(5) 作業路網等の整備の概況

国有林内における林道等の現況は308kmで林道密度は2.1m/haとなっている。

なお、当計画においては、60.6kmの林業専用道開設及び13.7kmの拡張を計画し、路網の着実な整備に努めることとしている。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³ 実行歩合：%

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実 行 歩 合		
	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐
総 数	358	171	187	200	70	129	56	41	69
針 葉 樹	329	148	180	187	61	126	57	41	70
広 葉 樹	29	22	7	13	10	4	45	45	57

(注) 四捨五入の関係で総数の計は一致しない。

(2) 間伐面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

計 画	実 行	実行歩合
2,627	1,389	53

(3) 人工造林及び天然更新別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
232	79	34	176	72	41	56	7	13

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km 実行歩合：%

区 分	開 設 延 長			拡 張 箇 所 (路 線 数)		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	36	6	17	74	8	11
うち林業専用道	36	6	17	6	2	33

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別面積

単位 面積：ha 実行歩合：%

種 類	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
総 数	3,353.18	—	—	20.83	4.88	23
水源かん養保安林	3,249.79	—	—	20.83	4.88	23
土砂流出防備保安林	92.04	—	—	—	—	—
土砂崩壊防備保安林	11.35	—	—	—	—	—
飛砂防備保安林	—	—	—	—	—	—
防風保安林	—	—	—	—	—	—
干害防備保安林	—	—	—	—	—	—
なだれ防止保安林	—	—	—	—	—	—
保健保安林	—	—	—	—	—	—
風致保安林	—	—	—	—	—	—

イ 保安施設地区の面積
該当なし。

ウ 治山事業の数量

単位 実行歩合：%

種 類	治山事業施行地区数		
	計 画	実 行	実行歩合
保安施設及び保安林の整備	58	29	50
地 す べ り 事 業	1	1	100

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅、別荘、工 場等建物敷地 及びその附帯地	採石採土地	その他	合計
—	—	—	—	20.03	20.03

(2) 森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原野	農用地	その他	合計
—	—	0.60	0.60

6 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha 材積：千m³

分期		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
伐採立木材積	総数	総数	476	439	284	287	273	257	229	177
		針葉樹	411	409	268	270	257	242	215	164
		広葉樹	65	30	16	16	16	15	14	13
	主伐	総数	244	174	34	35	35	34	34	35
		針葉樹	187	153	26	26	26	26	26	26
		広葉樹	57	21	8	8	8	8	8	8
	間伐	総数	232	266	250	252	239	223	195	142
		針葉樹	225	257	242	244	231	216	189	138
		広葉樹	7	9	8	8	8	7	6	5
造林面積	総数	243	486	282	107	103	99	97	96	
	人工造林	243	437	239	97	93	89	87	87	
	天然更新	0	49	44	10	10	10	10	10	

(注) 単位以下を四捨五入した関係で総数は一致しない場合がある。

(2) 分期別期首資源表

単位 面積:ha 材積:千m³

区分		面積										材積
		総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級	9・10 齢級	11・12 齢級	13・14 齢級	15齢級 以上		
第I 分期	総数	101,913	111	522	1,078	2,318	5,706	7,914	9,513	74,751	12,470	
	人工林	総数	12,842	96	214	536	1,699	4,194	3,101	2,249	753	3,396
		育成単層林	11,965	80	187	520	1,664	3,910	2,859	2,086	659	3,126
		育成複層林	877	17	27	16	36	284	242	163	94	270
	天然林	総数	89,071	15	308	542	619	1,512	4,813	7,263	73,999	9,074
		育成単層林	528	0	32	73	28	66	85	137	106	97
		育成複層林	3,016	0	161	154	278	593	361	640	830	515
天然生林		85,527	14	116	315	313	853	4,367	6,486	73,063	8,463	
第III 分期	総数	100,971	729	111	522	1,078	2,313	5,557	7,380	83,280	13,166	
	人工林	総数	12,359	694	96	214	536	1,699	4,051	2,627	2,442	3,718
		育成単層林	11,477	667	80	187	520	1,663	3,770	2,395	2,196	3,453
		育成複層林	881	28	17	27	16	35	281	232	246	265
	天然林	総数	88,612	35	15	308	542	615	1,506	4,752	80,838	9,448
		育成単層林	528	0	0	32	73	28	66	85	243	56
		育成複層林	2,557	35	0	161	154	274	587	300	1,045	273
天然生林		85,527	0	14	116	315	313	853	4,367	79,549	9,119	
第V 分期	総数	101,145	389	729	111	522	1,075	2,283	5,484	90,551	13,950	
	人工林	総数	12,498	335	694	96	214	533	1,668	3,978	4,979	4,142
		育成単層林	11,610	325	667	80	187	517	1,633	3,699	4,502	3,848
		育成複層林	888	10	28	17	27	16	35	279	477	294
	天然林	総数	88,647	54	35	15	308	542	615	1,506	85,572	9,807
		育成単層林	541	13	0	0	32	73	28	66	328	60
		育成複層林	2,542	3	35	0	161	154	274	586	1,327	281
天然生林		85,565	37	0	14	116	315	313	853	83,916	9,466	
第VII 分期	総数	101,148	202	389	729	111	521	1,067	2,256	95,873	14,464	
	人工林	総数	12,499	182	335	694	96	213	524	1,641	8,813	4,370
		育成単層林	11,609	177	325	667	80	186	509	1,607	8,059	4,059
		育成複層林	889	5	10	28	17	27	15	34	753	311
	天然林	総数	88,649	20	54	35	15	308	542	615	87,060	10,093
		育成単層林	559	18	13	0	0	32	73	28	395	64
		育成複層林	2,526	2	3	35	0	161	154	274	1,896	288
天然生林		85,565	0	37	0	14	116	315	313	84,769	9,742	
第IX 分期	総数	101,149	193	202	389	729	110	518	1,058	97,948	14,798	
	人工林	総数	12,497	174	182	335	694	96	210	516	10,291	4,482
		育成単層林	11,606	169	177	325	667	79	183	501	9,506	4,162
		育成複層林	891	5	5	10	28	17	27	15	784	320
	天然林	総数	88,651	19	20	54	35	15	308	542	87,658	10,316
		育成単層林	577	17	18	13	0	0	32	73	423	67
		育成複層林	2,510	2	2	3	35	0	161	154	2,153	292
天然生林		85,565	0	0	37	0	14	116	315	85,082	9,957	

(注) 1 齢級を5年とし、アラビア数字を用い1年生から5年生までを1 齢級、6年生から10年生までを2 齢級、以下順次3、4 齢級とする。